

衆議院議長  
正三位  
特命全權公使  
從三位  
鈴木

楠本正隆君序文  
大鳥圭介君校閱  
信仁編纂

# 朝鮮紀聞

全

東京博文館藏版



序

朝鮮我一小隣邦也。頃者鈴木氏信仁著記聞一編。徵序於余。余披而覽之。記事明晰。立言詳覈。乃言曰。善哉是著也。蓋世界交通。漸拓疆土。謀植民。而欲逞其志於東洋者。未嘗不注目于朝鮮。而其國固非有膏腴之利。文物之美。特所以論究不措者。即以爲四方利害所係。



武備要衝地耳。其北與俄國新疆僅隔一衣帶水。餘則悉滿州之地也。竊聞俄國將通鐵路於浦潮斯德克。以開捷路于東洋。又聞清國有開海陸運輸以修內政之議。各所警戒果當然乎。余嘗謂人曰。不出十年。而東洋之勢當大變矣。今也清佛啓釁。日尋干戈。而佛軍鼓行入廣西省。又衝臺灣嶋。於是乎戰鬥累

月。雖講和之日不遠。至於東洋大勢之終局。未可知其如何也。嗚呼。時態既已如此。經世之士宜加深思之秋也。則此書爲用於今日。豈止僅少裨益。况於有大鳥君通曉其狀情。手自校之。傳信於世乎。余聊書所感以爲序。

明治十八年四月一日

楠本正隆撰



例言

例

一本書の朝鮮に於ける歴史地理制度文物風俗人情等の梗概を録し以て朝鮮の事情を知るに供す其歴史に關する分は大島圭介先生が曾て地學協會に於て演說せられたる所を抄記し且先生自から校閲の勞を取られたるものなり其他地理風俗等は韓客及彼地に漫遊したる諸氏に就き聞く所を蒐集し制度文物の古今の書籍を涉獵して以て之を編す

言

一書中或は昔年の事情を掲ぐるものあり是現今の狀態と異なる所なきを保せずと雖とも要するに當時の事情を知るの一端となすが爲に特に之を存す

(一)

一書中記する所時に奇談怪説に涉るものあり是又彼



國人情風俗の一斑を窺ふの資となさんがため併せて之を存す  
一書中説く所の地理一に朝鮮里程による若し日本里程を書るときの特に之を明書す一韓里ハ我三丁十二間なれば我が一里ハ殆ど彼の十里に相當す  
一本書第一版ハ明治十八年に於て世に公にす當時の調査稍や疎なるを免かれざりしも幸に大に世に行はる爾來幾たびか改竄修正し今ハ記事殆ど舊に倍す時正に朝鮮事情研究を要する日一日より急なり  
乃ち再び剞劂に附して世に頒つ

明治二十七年十月

編 者 識

# 朝鮮紀聞目次

朝鮮國略史……………	一
第一期 古朝鮮……………	一
第二期 三韓……………	四
第三期 三國……………	六
第四期 後高麗……………	一三
第五期 新朝鮮……………	一五
日韓交通略史……………	二一
第一期 三韓の藩屬……………	二一
第二期 太宰府の防禦……………	二九
第三期 倭寇の剽掠……………	三四
第四期 勘合船の往來……………	三七
第五期 豊太閤の出征……………	四〇



第六期 徳川氏の修交……………四四

第七期 明治政府の修交……………四七

地理畧説……………七八

其一 八道の形勢……………七八

其二 都府……………九七

其三 開港場……………一〇七

其四 河流……………一一二

其五 山岳……………一二七

其六 島嶼……………一二一

其七 日本より京城に赴く沿道里程……………一三三

王室並に支那朝貢……………一二九

官制……………一四七

外官職制並に儀仗……………一六一

官吏登用乃ち科擧……………一八五

兵備……………一九五

刑罰……………二〇一

財政……………二〇五

其一 土地租稅俸祿……………二〇五

其二 通貨及度量衡……………二一一

教育及文學……………二二〇

産業……………二二七

其一 農業……………二二七

其二 商業……………二四一

其三 漁業……………二四四

其四 物産……………二四七

風俗……………二六〇

其一 冠婚葬祭……………二六〇

其二 戶籍……………二七六



其三 衣服……………二八〇

其四 飲食……………二九八

其五 住居……………二九九

其六 節序……………三〇一

其七 人品……………三〇四

其八 遊戯……………三一七

雜聞……………三三〇

朝鮮國土沿革圖表……………三三三

同歷代沿革圖表……………三三五

大院君の傳……………三四八

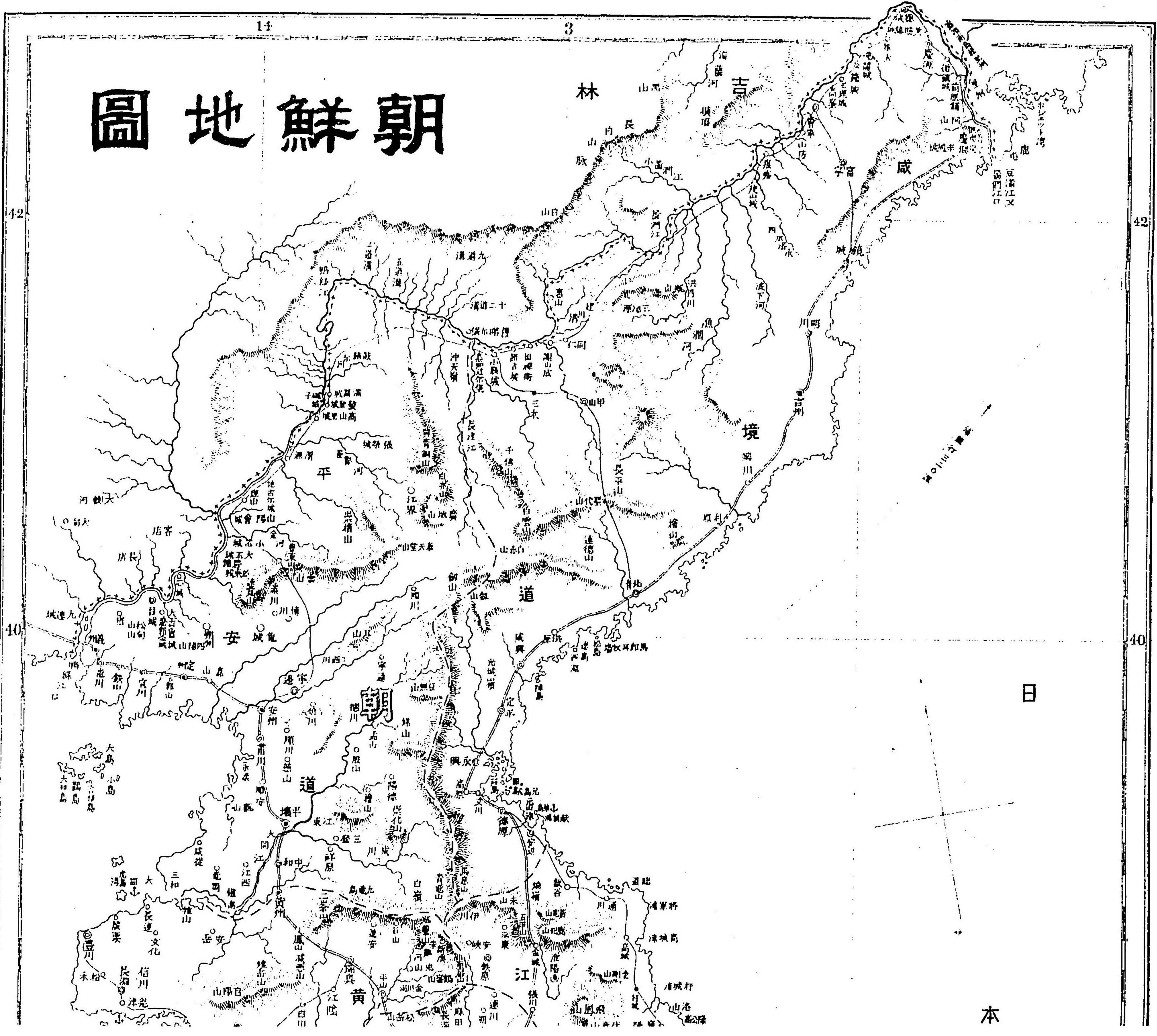
朴泳孝の傳……………三五六

朝鮮紀聞目次終

34



# 朝鮮地圖







東京市銀座三丁目三番石版所製



(一) 古朝鮮の始祖ハ箕子ト稱シ姓ハ子名ハ胥餘艮の紂王の王族トス







景全之城京國鮮朝





并印成度生町實加區地京京

景全之城京國鮮朝



# 朝鮮紀聞

大鳥圭介校閱  
鈴木信仁編述

## 朝鮮國略史

朝鮮紀聞

朝鮮國の初め朝鮮の名を以て建ち而して三韓三國後高麗等の稱號を歴て又故號に復し朝鮮と稱す是を以て朝鮮に新古の二つあり我神功皇后の征し給ひし三國の時にして古朝鮮の後なり豊太閤の伐ちし新朝鮮國なり故に歴世を叙するに方り各々新古の二字を冠して前後混淆の患なからしむ

### 第一期 古朝鮮

(一) 古朝鮮の始祖ハ箕子と稱し姓ハ子名ハ胥餘般の紂王の王族にて頗る



賢明の人なりしが紂王を諫めて用ひられず遂に囚はれに就く周の武王殷を亡す時箕子の囚を釋したりしも二君に事することを耻ぢ逃れて東北に走り土民を撫育し國禁八條を制し井田の法を定め文學技藝を傳へ禮節を教へ耕耘火食の事を知らしむ其國を號して朝鮮と曰ふ史記に箕子を朝鮮に封じ敢て臣とせざるを示すと蓋し此事を指せしからん其都の平壤に在りしと宋史に曰遼陽府の古朝鮮國これに據る則箕子の封せられし所に今朝鮮に非ず今朝鮮の蓋し故號を襲ひしのみと相傳ふ唐堯の時に神人あり今の慶尙道眞寶太白山檀木の下に降る此を檀君と云ひ其名を王儉と稱し開國の祖たりと然りと雖ども其事鴻荒に屬し文獻の徵すべきなし

衛滿と云ふもの亡命して朝鮮に抵り國王に見へ其臣となり百里の地に封せらる衛滿終に叛逆を企て燕の遺民を集め突然使を送り王箕準に告て曰漢の兵將に來り撃たんとす臣願くは入て王城を守らんと王之を聽しかば衛滿の直に兵を率て城を襲ふ王狼狽して禦ぎ戦ふこと能はず餘衆と共に舟に乗じて海上に遁れ却て馬韓を攻め取り自立して韓王とある箕子の苗裔相傳ふると四十一代年を歴ること一千百三十一年にして亡ふ

衛滿已に箕準を逐ひ自立して朝鮮王とあるハ漢の惠帝の時に當る其勢太だ盛にして隣國を并せ王城を大同江の東に建つ其孫右渠の時に及び漢の武帝朝鮮を以て屬國となさんと欲し初め使を遣して右渠に説かしむ聞かず既にして使者の横恣無禮なるを憤り兵を發して漢に抗す漢の元封三年漢の將荀彘楊僕二人兵を率て海陸來り攻む右渠逆へ撃ちて之を破る漢又兵を出し大同江を過ぎ朝鮮の軍を破り進て王



城を圍めども數月にして拔こと能はず城内の人竊かに謀り王を殺して漢の軍を迎へ城に納る古朝鮮國爲に亡ひて版圖皆な漢に入る

第二期 三 韓

三韓の一を馬韓と曰ひ二を辰韓と曰ひ三を弁韓と曰ふ古朝鮮國の己に漢に亡され其頃彼の半島なる大同江以南を三部に分ちて三韓の名あり  
馬韓の半島の西にあり南の日本海に臨み東の辰韓に隣る土人の村落に群居し稼穡を力むれども牛馬の用を知らず其居舎の木材上に土を積みて壁となし出入口の天井にあり人皆頭上帽を戴かず足に草鞋を穿つのみ  
箕準已に國を奪はれ海上より來り此國を襲て王となる準の子孫亡び韓人又立て王と號す而して漢の成帝鴻嘉三年扶餘王の子温祚といふ

者馬韓の故地を并せ立て王となり國號を百濟と號す

辰韓の半島の東に在り秦の亡ぶるに當り秦人來て半島の東邊に居る其人驍勇にして才智あり之を以て土民を撫育し四隣を兼併せ遂に辰王となる其後王赫居世に至り勢威益々強大となり國號を改めて辰羅と稱す

辰韓の都邑の城柵を環らし家屋の入口の地上にあり居民の桑を植え蠶を養ひ織物を製し又牛馬を牧し鐵を鍛す等の術を知り鐵を以て貨を造り隣國と貿易す小兒生るゝ時其頭をして扁ちらまひる爲め數日仰き臥さまめ或は押して之を造るの風ありしと云ふ  
弁韓の辰韓の南に在り方今慶尙道南部の地にして任那國も亦た此中の一部分なり弁韓の後ち新羅の爲めに并せらる



第三期 三國

朝鮮紀聞

三國といふ百濟高麗辰羅を云ふ日本の歴史に三韓と稱せるの實に此の三國を指せるものにて前の馬韓等を謂ふにあらざるなり三國中高麗の北にあり辰羅の東南にあり百濟の西南にあり共に鼎足の形を爲し各兵を蓄へ數百年の間戰爭絶ゆる時とていなかりし

百濟の稷山方今忠清道の北方天安と振威の間に都し始祖を温祚といふ其先の扶餘國の人なり高麗と同祖當時松花江の地に一小國あり薩離と名く其王子を東明と稱しける長ずるに及びて材武にして善く射る臣下の者其能あるを忌み之を殺さんと謀りしを聞くより東明の走りて東南に避け扶餘に至りて王となる扶餘の松花江と長白山との間にあり土地膏腴にして五穀を生じ人々禮節を重んじ工藝牧畜の道に通じ政治法律等略々備り古代にありての頗る高尚ある風俗あり東

第三期 三國 (七)

明王の第三子を温祚と名す馬韓を并せて王となり之を百濟と號す而して文物殊に盛に儒佛の二教早く開け他の二國に對し先覺の地を占めたり我神功皇后三國を征し給ひ貢を彼に徴えてより後漢籍漢字を齋らし及佛法をも傳へ且つ博士王仁の來りしも亦た此國よりす我仁德天皇の世に百濟高麗并に新羅と戦ひ迭に勝負あり支那南北朝宋齊の時代に支那と戦ひ後和をなし百濟王の鎮東將軍の印を受けしことあり其後支那の新羅を助けて高麗と戦ひたるより百濟の邊境甚だ多事とあれり唐の代に至り新羅の唐によるを以て百濟高麗力を合て之を伐つ新羅援を唐に乞ひしに高宗兵十萬を出して來り攻む百濟の衆を悉して之を白江に拒ぎたれども勝たず唐の兵城に海るとき王の遁て北に走り城陥りて國終に亡ぶ温祚創て國を建てより是に至り三十一世年を歴ると凡七百年にして我齊明天皇壬戌の年なり而て後數年を経て百濟の僧道琛と云ふものあり我天智天皇三年に僧軍を



集め先王の從子福信と共に恢復を謀り嚮きに日本に質たる王子豐璋を迎へて國に還し且つ援兵を出さんことを請ふ日本兵船四百艘兵二万人を以て豐璋を送りけるに僧兵等の故地を復し豐璋を迎へて王位に即かしめしか幾もなく唐の大軍復來る福信謀りて道琛を殺し王の又福信を殺し更に援を日本に乞ふ日本の兵唐の兵と白江口に戦ひて利あらず軍を班へす王遁れて高麗に走り唐の兵全境を蹂躪す因て百濟人の多く海を渡り日本に歸化したる是より前神功皇后三韓を征服して後日本の軍を三韓に出すこと前後三十餘回此に至て全く其版圖を失ひ爾來永く關係を絶つ詳細に別に日韓交通史の章を參照すべし高麗の平壤方今平安道の平壤府に都す其始祖を東明王朱蒙と曰ふ扶餘を去り南に遷り鴨綠江の西北に於て國を建て高句麗と名づく此時我崇神天皇六十年に當れり後其國愈強大となり後漢の光武帝永平年中遼東を窺て漢軍と戦ひ地を東南に開き漢亡びて魏吳蜀相争ひ延て

南北朝に至る迄東方を顧るの邊なきを時として近隣の小國を并吞し且つ古朝鮮をも合せ版圖を廣め遼河より日本海に達し國中を分ちて中部北部南部東部西部の五つとなし國號を改めて高麗と稱し隋の時に至り其勢彌盛あるを以て煬帝の一百十三万の兵を徵し自ら之に將とし海路より來りて平壤を圍まんす偶々炎熱に際し土地汚濕なるを以て兵士大半死亡して進むこと能はず終に大に敗れ歸る明年帝又來り撃つて復大に敗れ隋隨て亡ぶ唐の代に及び太宗高麗の遼西に在る地を収め遼河を以て疆界となさんとすれども未だ發せず此時高麗の貴族の權勢頗る強くして王家を凌ぎ唐の貞觀十五年蓋蘇文といふもの其君を弑し幼主を立て自ら大臣と稱せしが太宗新主の即位を聽し命して新羅を攻むることなからしむ蘇文等従はずして新羅を伐ちしにより太宗怒り自ら大軍を率ひて諸城を陥れ進て平安道安州に到る高麗兵逆へ戦ひ大に敗れ降るもの頗る多し餘衆皆城に嬰りて堅く



守る時天漸く寒く糧食給せず太宗命して師を班す唐の高宗の代復高麗を伐つ是より先き百濟既に亡び高麗勢ひ孤にして唐の大軍を支ふること能はず城岩悉く陥りて高麗亦終に亡びたり始祖東明王より是に至る二十八世年を歴ること凡七百年なり

辰羅(又ハ新羅)ハ慶州(方今慶尙道の東南永州蔚山の間に都す傳説によれば其始祖を赫居世と曰ふ姓ハ朴氏なり今の慶尙道江原道を領す其臣に瓠公といふものあり元と倭人なり瓠を以て腰に繫げ海を渡り來るを以て名づく其姓氏を詳かにせず又辰羅四世の王脱解尼師も亦倭國東北一千里多婆那國の人にて姓ハ昔其妃を阿孝夫人といふ初め多婆那國王ハ女國王の女を娶り妻となし娠める事あり七年にして大なる卵を生じ王曰く人どまて卵を生じひ不祥なりと因りて之を棄てまひ其女忍びず帛を以て卵を裹み寶物を併せて積の中に置き海に浮べて往く所に任す初め金官國に着さけるが海濱の人怪みて取らず轉じ

て辰韓の阿珍浦口に至る老嫗あり積を開けの中に小兒あり取揚げて之を養ふ長するに及び身の丈九尺風采俊秀にして智識人に過ぐ當初積を開く時に鵲あり來り鳴く故に鵲の鳥を省き昔を以て姓とあす積を解て出す故に脱解を以て名とす漁釣を業として嫗を養ひ怠る色あし嫗の曰く子が骨相常人に異なり宜しく力學以て功名を立つべし是より學を勉め兼ねて地理に通ずるより楊山下瓠公の宅を見て吉地とあし取て之に居る南解王其賢あるを聞き女を以て之に妻はす此時まで瓠公ハ生存し居りて大輔の官に昇れり以上ハ三國史記といへる書にみゆれども其國名等明かならず蓋し鴻荒の世逸として知る可らざるなり其後辰羅ハ百濟と兵を交へ高麗ハ百濟と合し日本之を助け唐ハ又辰羅を援け互に連衡して戰爭を事とし全州鼎の沸くが如し百濟高麗ハ遂に唐に亡され辰羅獨り盛ありこれを封して浪樂軍王新羅王と爲す因りて三國の地皆奇新羅の有となる茲に於て世ハ太平



となりしかば新羅王の屢ば使を唐に遣し唐の制度を移し文化大に進み佛教も亦傳播せり慶州に學士陸聰といふ者あり博學にして印度支那の古文に達す遂に一の古字日本の万葉假名の如きものを製し國音によりて書し字義を取らず之を名つけて吏讀と云ふ

新羅の首府たりし慶州の地の文學技藝に富み堂塔寺院四邊に屹立し大夏高樓遠近に聳へ全國の淨土と唱へ天竺波斯支那の珍寶を聚め國中無比の美觀なりしも豊太閤朝鮮を伐ちし時兵火に罹りて遂に灰燼となりしといふ

新羅の一時東方の強國となり我大寶より延喜に至る間凡二百年間の國運隆盛を極めたりしが盛者の衰ふの理に漏れず我朱雀天皇の朝に至り國內治まらず叛乱頻に起り前の高麗王の後裔王建遂に新羅を亡し全州を統一す新羅始祖赫居世より是に至る二十八世年を歴ること凡九百十三年にして亡ぶ是れ我承平四年の事なり

第四期 後高麗

後高麗の始祖を王建といふ松嶽郡の人にて前高麗王の裔なり是より凡二百餘年前渤海王祚榮と云ふものあり其版圖黑龍江に臨み今の咸鏡道に跨り盛京に達し勢威甚だ熾んかりしが其子孫に至り契丹の爲めに亡されたり然とも國民の契丹に服せず高麗の北部に遷り氣勢頗る壯なり此時新羅王不徳にして政衰へ乱民蜂起せり會々新羅人に弓裔と云へる僧あり髮を蓄へ叛旗を翻し兵威大に振ふ王建素より故業を恢復するの志あり乃ち衆を率て之に投し其將となり屢々功を立つ故を以て徳望最も高し遂に新羅府を攻て之を取る弓裔自ら立て王と稱す奢侈日に甚しく淫虐度なま民心頗る離る是に於て王建の王弓裔を殺し自ら立て王とある之を後高麗の太祖と稱す此時に方り支那の五代の末世に際し國內多事亦た東方を顧みること能はず故に新羅の



上下相背き弓裔亦大略に乏し太祖の高麗の裔なるを以て其遺民を招集し袂を投じて一たび起てバ忽ち半島の全地を擧て風靡せしめたり因て地をトし都を漢江の畔りなる松都今の開城に置き城郭を經營して互市文學の中心となす我延喜年中既に木版活字の製を知り之を印行する所の書あり則西洋活字に先つこと凡百餘年なり王建佛教を信すること最も厚く處々に寺院を置き教田を定むる等の事あり爲に佛法太た盛あり

太祖王建の死せるハ我天慶八年中なり宋の太祖立つに及で後高麗王宋に朝貢し契丹と兵を交ゆ高麗ハ其祖渤海に縁故ありと唱へ渤海の故地遼東の全土を并せんと欲す此時契丹ハ多事にして之を顧るに暇あらず暫く其爲す所に放任せしが契丹宋と戦ひ之に勝ちて兵勢益す強くなりしかバ後高麗王に命じ自ら來りて拜謁の禮を修めしめんとす王從はず之より兵端忽ち開け後高麗の兵大に敗北し鴨綠江以西の

地の皆な契丹の有となれり其後契丹又後高麗を伐つ時に女眞の一族新に起りて渤海の故土に據るものあり後高麗ハ之と謀を通し戦て契丹の兵を退く爾後女眞と相結て國內大に治るもの幾と二百年東ハ日本に交り西ハ支那に通じ民庶皆其業に安んず然れども末年に至り國政紊乱して臣民服せず將軍李成珪と云ふものあり王を廢し代りて王たり國號を改めて朝鮮と稱す是即現今の朝鮮にして李成珪ハ乃ち當時の王統の祖あり太祖王建より亡ぶるに至る三十三世年を歴ると凡四百五十八年即我後龜山天皇元中九年に當る

第五期 新朝鮮

新朝鮮ハ始祖を李成珪といふ咸鏡道咸興の人なり資性才徳に富み武勇亦た衆に超ゆ初め咸鏡道の内なる安邊の地に在り萬戸の職を勤む能く其任に堪ゆ一日鷹を臂にし野に出て、獵りせんとする時鷹ハ忽



ち鷹り去る因りて其後を慕ふて山中に至りしが鷹の飛て一寺に入るを認め往きて之を覓むるに寺内に人の居るものなし故に其由を告ぐるに能はざるより徑ちに入り戸内に徘徊して佛前に至るとき異僧一人あり成珪を見て曰く爾ち鷹を尋ねて何の益かわらん若かず王位を獲んにいと成珪其言を聞き深かく感ずる所あり急に都に赴き後高麗王に仕へ軍に將として功あり幾もなく大將軍に擢でらる子女三人あり其女子の王に入れて妃となせしより成珪の恩威并び行はれて權勢内外に震ふ此時王の驕淫日に甚しく國民擧て王を怨み密かに意を成珪に屬す王の遂に明に背かんと欲し成珪を首め三大將に令し軍を率ひて鴨綠江の邊に出でしむ此時成珪衆軍に告て曰く我再三諫争すれども聽かれずして既に茲に至る今寡軍を以て大國に敵す譬へん飛蛾の火に赴くが如く數万の生民をして白骨を異域に暴らさしむるに過ぎず是れ我が實に忍びざる所なり王の命己むを得ずと雖も將卒

の妻子が他日の悲歎を回想すれば慘怛に堪へざるものあり我輩當さに退き還るべし擅まゝに軍を旋すの罪の我れ衆に代りて之を受けんのみと因て速かに歸路に就かんとて馬首を廻らせば衆皆な大に喜ぶ國に歸りて後成珪の威望益々高し王怒て之を殺さんとす王の左右走りて變を告ぐ成珪遂に宮に入り王を廢して自立し故號を襲て朝鮮と曰ひ使を明に遣はして臣と稱し明の服色制度を用ゆ之を新朝鮮の太祖となす太祖制書あり曰く西の禮を失はず東の信を失はざるべきも則ち國体を損せず李氏万代國を保つべしと西の明を指し東の日本を指すなり

太祖始め鷹を追ふ時渴すること甚し井の側に一女子あるを見て水を求めしに其女楊の葉を浮べて進む太祖見て叱して曰く水を人に與ふるに何とて木の葉を混じたるや甚だ不敬なりと女答へて曰く渴したるとき急に水を飲めり咽びて害を遺すことあり木の葉浮へあれり一



口に飲み得ざるが故に後の患なしと太祖大に其言に感し後ち志を得るに及び此女を求めて都に招き厚く之を賞せりと云ふ太祖英明善を嘉みし才を重んずること概ね此類なり故に人心皆悦服す太祖の殂するや諡して康獻至仁啓運聖文神武正義光德大王と稱す  
太祖の高麗を亡はし王氏に代りて自立せしに實に紀元千三百九十二年(日本後小松帝明德三年)にして其の國號を朝鮮と改稱せしに紀元千三百九十七年(日本應永四年)なり爾來今王李熙に至るまで三十世五百年を重ぬ今其の歴代國王の世系及び登位の年を表示して其の細説を略せんと欲す

朝鮮王李氏歷世系統及登位年表

稱號	先考	登位
太祖康獻王	子春榮祿太夫	千三百九十二年

定宗恭靖王	太祖二男	千三百九十八年
太宗恭定王	太祖五男	千四百年
世宗莊憲王	太宗三男	千四百十八年
文宗恭順王	世宗一男	千四百五十年
端宗恭懿王	文宗一男	千四百五十二年
世祖惠莊王	世宗二男	千四百五十五年
德宗懷簡王	世祖一男	未詳
睿宗襄悼王	世祖二男	千四百六十八年
成宗康靖王	德宗一男	千四百六十九年
燕山君	成宗一男	千四百九十四年
中宗恭僖王	成宗二男	千五百五年
仁宗榮靖王	中宗一男	千五百四十四年
明宗恭憲王	中宗二男	千五百四十五年



宣祖昭敬王	中宗九男德興大院君三男千五百六十七年
光安君	宣祖三男 千六百八年
仁祖恭良王	宣祖六男 未詳
仁祖惠文王	光安君一男 千六百二十三年
孝宗宣文王	仁祖二男 千六百四十九年
顯宗彰孝王	孝宗一男 千六百五十九年
肅宗元孝王	顯宗一男 千六百七十四年
景宗宣孝王	肅宗一男 千七百二十年
英宗顯孝王	肅宗四男 千七百二十四年
眞宗孝章王	英宗一男 未詳
正宗莊孝王	英宗二男思悼世子一男 千七百七十六年
純祖成孝王	正宗二男 千八百年
翼宗孝明王	純祖一男 未詳

憲宗哲孝王 翼宗一男 千八百三十四年  
 哲宗英孝王 全溪大院君三男 千八百四十九年  
 今王

今王名の熙字の聖臨試軒と號し與全大院君李昰應の二男にして千八百五十二年(我が嘉永五年)に生れ千八百六十三年(我が文久三年)位に登る今明治二十七年四十三歳王妃閔氏の驪城府院君致祿の女千八百五十一年(我が嘉永四年)五月二十九日に生れ今年四十四歳あり世子名ハ碩君邦と號す其の妃ハ閔氏あり

日韓交通略史

第一期 三韓の藩屬

朝鮮の日本と交通するの其由來頗る遠く日本の上古神代に於て素戔



鳴尊大國主命の如き既に韓國に往來したることあり下りて人皇に至り崇神帝の七年四道將軍を諸國に派遣せられし時に盤乘津彦命の勅を奉じて任那を鎮せしことあり所謂任那の方今朝鮮慶尙道東南地方に當り實に高麗半島中最も日本に接近する部分なり當時任那の我に奏請して臣國地方三百里人民亦富饒與新羅國相爭彼我不能撫治兵戈相尋民不聊生臣請將軍治此地即爲貴國之部也我將を遣はして鎮せしむるの之に由る爾來任那王の崇神帝六十五年秋七月其臣蘇那曷叱智を遣して朝貢す我の之を留むると數年垂仁帝の二年其國に歸るに及び赤絹一百疋を任那王に賜ふ使者歸るの途新羅人劫かして之を奪ふ此に於て日本と新羅との間に敵對の意を生ずるに至りぬ其頃我九州邊の豪族の盛に三韓と交通したり故に西陲不逞の徒數しバ王命に抗するあるの三韓就中新羅の殊に賊勢を撥くるに由る故に垂仁以後の歷代帝王熊襲の反乱を討するに力を用ひしも全く其功を

奏せず神功皇后の此に見るあり遂に海を越て師を出し三韓を征服す實に仲哀天皇の九年にして此年春天皇の熊襲征討の爲に西巡し行宮中に崩じ給ひしに皇后の大臣竹内宿禰と謀り天皇の喪を秘し艘艦を藏裝し其年十月肥前松浦を解纜し對馬國和珥津今の下縣鰐浦に碇泊し更に進みて方今の慶尙道西北界に進入し一戦して新羅王波沙寐錦を降し餘威高麗百濟をも懾服せしめ爾來永く我藩屬となり年々金絹八十艘を貢すべきことを誓はしむ高麗半島の地の日本の版圖に入りたるの此時を初とす三韓の一旦我が威武に服して藩屬と爲るも其後反覆常なく神功皇后攝政の五年三月彼の來聘使の我將軍襲津彦を欺き嘗て我に質となりし王子を取還さんと謀り事發はれ襲津彦怒りて來聘使を殺し彼の草羅城を攻めしことあり同四十七年新羅の百濟王の貢物を途に奪ひ自國の名を以て我に送り其事覺はれ百濟の兵の我將荒巴別鹿我と共に



新羅を討ちて之を征服したり其後應仁帝の代にも數しバ暴狀を縱ま  
 へにせしかバ帝ハ舟師を發するの便を計りて都を難波高津に定め給  
 ひ又武内宿禰を筑紫監察に任じて三韓に備へしむ  
 是より後世々の天皇多く心を三韓の鎮撫に注ぐ雄略帝八年に新羅  
 高句麗と隙を生ずるや我ハ新羅を助けて高句麗を討つ同二十一年高  
 句麗亦軍を起して百濟を滅するや我國ハ地を百濟に賜ひて其國を復  
 せしことあり又繼體帝の二十一年筑紫の國造磐井なる者謀を新羅に  
 通じて反を企つるや物部麤鹿火を將として磐井を誅戮す又宣化帝の  
 元年にハ府を筑紫の那津方今博多に設け穀を蓄へて以て万一の用に  
 備へたるも一に三韓鎮撫の爲に外ならざるあり同二年新羅の國勢漸  
 やく熾にして任那を侵すの報あり帝大伴金村に勅し其子磐と狹手彦  
 を派遣し磐ハ筑紫の官府に留りて糧食兵器を送り狹手彦ハ海を渡り  
 て任那に赴き新羅と戦ふて勝ち尙ハ百濟をも救はしむ然れども新羅

の勢力ハ未だ衰へず實に當時三韓及任那の中に新羅最も強大なりき  
 欽明帝の十五年十二月百濟王使を遣はし新羅の暴狀を奏す乃ち有至  
 臣を遣はし百濟を助けて新羅を討たしめ其後幾たびハ兵を出して討  
 伐を事としたるも新羅ハ益ます強大を加へ同廿三年にハ新羅の爲め  
 に我任那官家を滅ぼさる任那官家ハ我が神功皇后始めて三韓鎮守府  
 として置れたるものなりしが此に至りて之を失ひたり故に帝深く之  
 を憾み如何にもして之を恢復せんと欲し當時下し給へる詔勅に新羅  
 ハ西羌の小醜天に逆ふて狀なく我恩義に違ふて我の官家を破り我黎  
 民を毒害し我郡縣を誅殘す畧中世々前朝の徳を受け身後代の位に當る  
 而して膽に瀝き腸を抽んで共に奸逆を誅し天地の痛酷を雪ぎ君父の  
 仇讎を報ふる能はずんバ即ち死すとも恨ありの語あり一讀國民の敵  
 愾心を鼓舞振作せしむるに足る然れども帝ハ遂に志を達せずして崩  
 す



敏達帝の先帝の遺志を継ぎ新羅を克服して任那を再興せんと欲し百濟の人日羅を召して計を問ふ日羅先づ國本培養の策を進む帝之を嘉みし先づ國方の富強を圖る既にして帝崩じ崇峻帝の四年十一月紀男鷹巨勢比良夫等を將とし大軍を筑紫に進發し將に海を渡らんとする時帝崩じ給ひしかば其事亦止む其後推古帝の八年に至り新羅任那相攻むるの報あり乃ち境部臣及穗積臣を將とし兵一万人を率ゐる海を渡り新羅の境に入りて其五城を抜く新羅王其威に怖れて和を請ふ然れども我軍の去るに及び直ちに任那を侵す我軍其の信なきを怒り使を百濟に遣りて任那を助けしめ十年二月來目皇子を征新羅將軍と爲し兵二万五千人を率ゐて赴かしむ皇子筑紫に至り軍需を整ふ不幸にして未だ發せざる前に病で薨す乃ち更に皇子の兄當麻皇子を以て其後任と爲す故ありて發せず

是より先我の三韓を以て藩屬と爲し命に抗する者あれば直ちに王師

を發して之を征服すること國內の叛乱と異あること無し而して彼れも亦實に主國として之を仰ぎ隣國の爲に侵略せらるゝあれば救を我に乞へり然るに此頃に至り我國交を支那に通じ當時支那の恰かも彼の唐朝の時代ありしかば彼の文物を輸入して採用する所多し而して三韓又唐に通じ就中三韓中の最強國新羅の唐に依頼して我羈絆を脱し併せて隣邦ある百濟高麗任那等を侵略す此に於て從來日韓のみの關係の一變して日唐韓三國の關係と爲り事局漸やく困難を加へぬ

孝徳帝大化年中大に政體を釐革し封建制を廢して郡縣の治に改め官制の組織唐制に則とるもの多し時に新羅の朝貢使の唐服を着けて來朝す朝廷其の暴狀を責めて之を逐ひ還す然れども彼れ既に唐朝に依頼して我に背きたるなり所謂事大主義の此時に彼國民の腦裡に印銘したるなり其後齊明帝の六年九月百濟の使節來り奏すらく新羅唐人と結びて百濟を攻め遂に其君臣を殲して其國を亡ぼしたりと此の



警報を聞き上下色を失ふ既にして百濟の名臣鬼室福信敗卒を集めて  
 恢復の師を起し新羅及唐の兵を破りて兵勢稍や振ふの報あり尋で使  
 を遣はし救を請ふ我國其請を許し當時百濟の王子豊璋の質として我  
 國に在りしを其國に還らしめ且つ援兵を發して之を送り是年十二月  
 帝親から筑紫に幸し大に船艦を造らしめ翌年筑紫朝倉宮に在て百濟  
 の報を待ち將に大に師を發せんとす會たま病み七月終に行宮に崩じ  
 給ふ皇太子立つ之を天智帝と爲す帝先帝の遺志を繼承し八月前將軍  
 阿曇比羅夫下河邊百枝後將軍阿倍比羅夫物部連守君大石等を遣はし  
 て百濟を援けしむ  
 天智帝元年既に大軍を發して百濟を援けたる上に更に多くの兵仗糧  
 食を送りて百濟の軍に給す時に唐軍大に至り新羅を助けて百濟を  
 侵す鬼室福信能く戦ひ大に敵を破り之を退く既にして百濟王豊璋讒  
 を信じて福信を疎んじ後遂に之を殺す此に於て百濟恢復の業の成る

に垂れて再び敗れ我が派遣の將士の皆精銳なりと雖ども地の理に通  
 せず終に唐と新羅との軍と戦ふて大に敗れ空しく師を旋し百濟の此  
 時に亡びて新羅の爲に併せらる我が神功皇后の始めて三韓を征服し  
 て以來此に至るまで四百六十二年にして全たく藩属の地を失ひ了り  
 爾來長く之を恢復すること能はず

第一期 太宰府の防禦

天智の朝一たび我が高麗半島の版圖を全く失ふて以來屢に征服を事  
 としたるもの今却て防守に力むるに至り攻守忽ち地を代へ天智帝  
 三年に防人及烽火を壹岐對馬筑紫に置き尋で筑紫及長門に防備の  
 城を築き天武天皇の朝に武備を嚴に玄邊要に備ふるの詔を下し持  
 統帝の朝にも石上麿を筑紫に派遣して新城を巡視せしめ文武帝の朝  
 に又筑紫に城を築き太宰府を以て邊防の根據地と爲し降つて元明



元正の諸朝にも頻りに力を外寇の防禦に盡されたり  
 當時朝鮮にて唐軍全く高麗を滅ぼして其の版圖を爲し安東都護府  
 を平壤に置きて之を鎮す其頃朝鮮の北方なる靺鞨地方漸やく強大と  
 爲り其商民の我國と交通しけるが後に其國を渤海と稱し我聖武帝  
 の朝にの使を遣はして方物を獻じ我亦之に復書及び物を賜ひて交信  
 を修む  
 聖武帝の朝鮮にて新羅特り強大なりしが時に使を我國に送るに  
 傲慢無禮の言を用ひしかば斥けて受けず將に師を發して問ふ所あら  
 んど欲す後孝謙帝の朝新羅の王子金泰廉等朝貢して屢の無禮を謝す  
 故に許して之を受け視て属邦の待遇を爲す然れども主属の關係の實  
 際に於て既に絶へたるや久さし故に邊要の防備の益ます之を力む會  
 たま唐朝安祿山の叛亂ありて其國大に亂れ亦力を朝鮮に出す能はず  
 報至る其機に乗じて我の新羅を征せんと欲し淳仁帝の三年九月諸國

に令して船艦を造らしめ三年にして成るを期す其數は北陸道八十九  
 艘山陰道一百三十五艘山陽道一百六十一艘南海道一百五艘にて總べ  
 て五百艘を備へんとす之に伴ふて兵器を備へ刀劍甲冑を造り又少年  
 を募りて俄かに新羅語を修めしむるなど其準備をささ怠りなく五  
 年十一月軍旅を整へんとて藤原惠美朝將を東海道節度使と爲し百濟  
 王教福を南海道節度使と爲し吉備眞備を西海道節度使と爲し各船艦  
 兵士水手等を募り以て出師の準備に従ふ其勢威の頗る旺んあるに恐  
 れけん七年新羅の使を遣して朝貢す前年の無禮を責めて追ひ返し翌  
 年再び來るも亦斥けて受けず既にして出師準備全く成を告げ六師將  
 に進發せんとするに臨み淳仁帝位を黜けられ給ひしかば年來の大計  
 畫の空しく中絶するに至りぬ  
 是より後の新羅も渤海も亦我國を恐れず無禮の舉動多かりしも我軍  
 を派遣して之を問ふの意なく唯だ彼れの來寇に備ふるのみにて桓武



帝の延暦九年に、太宰府に令して鐵冑を造らしめ、其後嵯峨帝の弘仁三年に、新羅人の對馬近海を剽掠するあり、命じて之を捕しむ。此等の元來海賊に過ぎされども、太宰府よりの警報の朝廷に傳へ來り、一時の上下を震駭せしめたる者の如し。蓋し其頃の内に於て、我威武の振りさりしより、無賴の海賊も來り、侵すに至りしなり。去れば、仁明帝の承和二年に、復た太宰府に令して武器を備へしむ。然れども、其頃我と唐朝との交通漸やく繁く、遣唐使の往來年ごとに増したれば、主として其の不虞に備へたるなり。

其後太宰府の請により、新羅邊要を窺ふの虞ありとて、兵を配置して、要害を守らしめ、又新羅人の私に貢獻し來る者をも斥けたりしが、其頃より、彼我人民の商業の漸やく行はれて、貿易の爲に往來する者少からず。太宰府の之が爲に、我國情を偵察せらるゝを憂へて、止めんことを請ふたれども、朝廷之を許さずして、曰く、德澤遠く洎ば、外蕃歸化す専ら

境に入るを禁するの、不仁に似たり。宜しく糧を給して、放還すべし。商賈の輩の如き、舟帆を飛ばして來航するもの、賣る所の物を民間に入れ、以て交易を得せしめ、事了りて後、速かに放ち還らしむべし。云々。之を放任して、舊の如く交通せしめたるが、其後醍醐帝の世に至り、菅原道真の建議により、遣唐使の派遣を廢し、之と共に新羅の交通も止み、爾來久しく、彼我が交通を絶ちたり。

既にして唐朝覆へり、五代と爲り、五代亡びて、宋朝代り、宋亦亡びて、元朝の之に代はるまでの支那の内亂に忙はしく、我國亦文弱に流れて、國威振はさりしかば、朝鮮の日元兩國の間に介立して、其運命を保ちたりしが、元の大祖忽必烈、新興の勢はひを以て、東方を侵し、遂に我が壹岐を奪ひ、對馬を取り進みて、九州を侵すに及ひ、我國民の敵愾心の大に振ひ、就中當時國鈞を乗りし鎌倉幕府北條時宗の奮つて、元寇を斥け、襲來の敵兵十萬を塵殺したれば、爾來彼れの亦恐れて、我邊防を窺はず之に反し



て我國民の元氣の大に振ひ從來防禦の一方を事としたるもの今に進みて我より他を侵略せんとするに至れり但し此時以後の上代の如く堂々たる王師を發して征服するにわらずして有爲の豪傑海を渡りて朝鮮支那の沿海を剽掠し大に彼れを困しめたるものにして彼の諸國の之を倭寇と稱したり

第三期 倭寇の剽掠

倭寇が朝鮮沿海を侵したる初の何れの日なりしを詳かにせざるも當初の日本の商人數十人隊を爲して彼地に渡航し通商を事とするの傍はら剽掠に類することあり彼國人之を忌み其の交通を拒絶するに及び遂に沿海に出沒して剽掠を事とする海賊の所業を爲すに至りしもの、如し而して其事の我史上に見えたるの後堀川帝嘉祿元年四月我邊民高麗の慶尙道を侵す尋で又肥前松浦の黨對馬の島民を誘ひ戰艦

數十艘を以て高麗を伐ち沙島に戦ひ敗して歸ると是れ實に倭寇なり太宰府の報を得て之を制し我國民の亂暴を止む然れども密かに渡航して剽掠する者尙は多し故に高麗王の書を送りて修交互市を請ひ其後龜山帝の文應元年彼亦使を送りて我海賊の暴行を止めんことを請ひ同四年四月再び書を送りて之を請ひたり其の書中に自兩國交通以來、歲常進奉一度船不過二艘設有他船狂憑他事濫攬我沿海村里嚴加懲禁以爲定約越今年二月二十二日貴國船一艘無故來入我境內熊神縣界勿島略其島所泊我國貢船所載多般穀米並百二十石紬布並四十二匹將去又入椽島居民衣食資生之具盡奪而去於元官交通之意甚大乖反令遣洪汙等賣牒以匡伴公牒並聽陳口窮推上項奪攘人等皆徵沮以固兩國和親之義云々どあり其後我後村上帝正平二十二年亦國書を送りて倭寇の制止を請ふ書中に曰く海賊數多出自貴國地來侵本省合浦等燒官廨擾百姓甚至殺害于今十有餘歲海舶不通邊民不得專處云々此の如く彼



れい和寇に苦しみ頻りに制止を我國に請へども我亦南北兩朝の頃にして國內多事政令普ねく行はれざる時なりしかば全く之を制止するに由なかりしが朝鮮にては其頃現今朝鮮王の祖先李成珪なる者起り倭寇を斥け國內を一統し衆に推されて王位に上り國號を朝鮮と稱して面目を一新したり之を現今朝鮮の大祖と稱す

朝鮮の大祖の使を我國に送りて通商を求む此時我が足利義滿朝政を理し國內稍々治り且つ明に通じて互市を求めたる時なれば義滿の喜で朝鮮の求に應じ太宰大貳大内義弘をして日韓貿易の事を司せり併せて我流氓の剽掠を禁せしむ爾來大内氏の周防山口に館して其事を執りしが後年大内氏少貳氏と貿易の權を争ふに及び終に日韓貿易の權の其部下ある宗氏の手に歸す是れ宗氏が從來久しく太宰府に在て其領地なる對馬人をして朝鮮貿易に従はしめ數しづ往來して彼の國上下の歡心を得遂に彼國より年々勘合符を發し數を定めて船舶を

送り貿易を行ふことを得るの允許を得たるによる宗氏の此の勘合船舶の利權を収め爲に朝鮮貿易の權を獨占するに至りしなり

第四期 勘合船舶の往來

宗氏が日韓貿易の全權を占むるや年々船舶五十艘を限りて送ることを許され我幕府及び諸侯より船を朝鮮に送るに皆宗氏の添書を要したれり宗氏の朝鮮に關する勢力の甚だ大なるものなりき而して當時我船の投錨して貿易する所の東萊の釜山浦熊川の乃而浦及び蔚山の揔浦にて其船の大小及び人數の二丈五尺以下を小船と云ひ二丈六尺乃至七尺を中船と云ひ二丈八尺乃至三丈を大船と爲し乗員は大船四十人中船三十人小船二十人を制限と爲して其の制限内に於て通商を營みたり然れども其後何時となく我國より渡航して貿易を爲すもの多く後に彼地に留まり住する者も次第に増加し彼の巡察使朴元



享が釜山乃而及び盤浦居留の日本人を檢したるに釜山に戸數百十  
男女三百三十餘人乃而に戸數三百男女一千二百餘人盤浦に戸數  
三十六男女百二十餘人總計四百四十六戸千六百五十餘人を見るに至  
りしと云ふ

此の如く彼我の交通漸やく盛んなりしに朝鮮政府の我居留民の増加  
を見て或の其國に不利するあるかと疑ひ陰に之を妨げ輒もすれば妨  
害を加へたれば兩國人の交情の漸やく疎と爲り終に後柏原帝の永正  
七年對馬人の釜山を襲ふて彼國民を殺し其財物を奪ふたることあり  
爲に朝鮮政府の對馬人の其國に居留するを禁じ宗氏の殆ど其の獨占  
の貿易權を失ふに至りたり

宗氏の足利氏に請ひ朝鮮王に協議する所あり和議漸やく成りて通商  
を舊に復したるも此時より勘合船の數を半減して二十五艘と爲し又  
舊時の制限外に特送として別に宗氏の船を送りたるものも全く之を禁

し且つ我國民の居留を禁じ唯だ濟浦に使節接待所を設けて貿易品を  
檢せしむ然れども當時對馬人の朝鮮貿易を以て無二の生業と爲した  
るものなれば此の如く制限を加へらるゝに及び大に窮し在濟浦の同  
國人の後奈良帝の天文十七年七月嘯集して彼國民を襲ひ一場の争鬪  
を起したることあり之が爲に朝鮮政府の大に怒り全たく對馬人の交  
通を謝絶したり

對馬島民の暴行の痛く韓民を激せしめ終に交通を謝絶せらるゝに至  
りしが將軍足利義晴の特に使を送りて對馬人の所爲の日本國の知ら  
ざる所なるを述べ且つ暴民を懲らすべきを告げて僅かに交通を舊に  
復し終に倭館を釜山に移して日本人の居留地と爲し其後正親町帝の  
永祿八年に二十五隻の勘合船を増して三十隻と爲せるを彼我の交  
通の著しく發達せんとするに當り端なく豊太閤証明の大望を企て道  
を朝鮮に假り且つ案内を爲さんことを請ふに及び朝鮮の之を拒絶し



ければ日韓の間に干戈を交ゆるに至りて局面又一變せり

第五期 豊太閤の出征

豊太閤の始めて師を朝鮮に出したるは文祿元年壬辰の年にして明の万曆二十年朝鮮王李哈の在世に當る當初豊太閤の内に於て日本全國を平定し餘勇未だ衰へず將に外に向つて大に國威を宣揚せんと欲し乃はち宗義智をして朝鮮王に諭して來聘せしめ且つ明國を征するの先導と爲さんと欲す朝鮮王其臣黃允吉をして來聘せしむ然れども明國征討の先鋒たること之を謝絶す而して彼れは天智帝以來日本軍の朝鮮半島に出で征せざることを此に九百三十年なるが故に甚だ侮りて深く備へず豊太閤は朝鮮の我命を奉せざるを以て先づ師を朝鮮に出だし其の八道を征服して然る後に明國に入らんと欲し偕に文祿元年壬辰の春小西行長加藤清正の二將を先鋒とし黒田長政福島正則浮

田秀家等の諸將を派遣して朝鮮を征せしむ

當時朝鮮に太平久しく續き兵備弛廢して亦戦ふの力なし焉くんぞ我が戰國時代の慄悍無双なる猛將勇卒に敵し得べき日本軍の向ふ所披靡せざるを以て四月十二日釜山に上陸して以來破竹の勢はひを以て進み慶州尙州忠州の守り忽ちにして陥り國王狼狽都を棄てて逃れ去て平壤に赴きたるも小西行長が進みて平壤に迫るや終に大同江の險をも守らずして北方義州まで遁れ行長は終に平壤を取りたるは同年六月十五日にして我軍の釜山上陸以來僅かに六十餘日のみ而して是より先加藤清正は京城を陥るの後諸將と謀りて部署を定め咸鏡道に向ひ殆ど無人の境を行くが如き勢を以て安邊より鏡城を過ぎ會寧まで進みて臨海順和の二王子を擒にし更に國境の外に出で兀良哈(方今滿州吉林省の一部)の數城を陥れ餘威を極北の地方に輝かして凱旋す



當時朝鮮王李昭の頻りに援を明國に求め明國亦朝鮮にして亡ぶれば直ちに自ら害を被るべきを知るが故に漸やく援兵を義州路より送り第一軍祖承訓の小西行長と平壤に戦ふて敗したるも再び李如松宗應昌等を派遣して朝鮮に赴かしむるや行長大敗平壤を棄て去り沿道の我軍皆守を撤して京城に退き明兵大舉して来るに及び翌年正月小早川隆景立花宗茂等の碧蹄の大捷を以て始めて明軍の銳鋒を挫くを得たり然れども當時我在韓軍の總督其人を得ず號令行はれず故に復た我兵を京城以北に進むる能はず既にして行長の明人沈惟敬と謀りて和を講し終に我軍を盡く釜山附近の地方まで退け爾來和議の爲に往復四年を費やし一旦和成り明韓の使節來朝して太閤の之を伏見城に延見したりしが彼の封冊の辞の次に當初の約に違ひ封汝爲日本國王の語あるに及び太閤大に怒り直ちに封冊を裂き明韓の使節を逐ひ和議破れて再び師を朝鮮に出す

我が復たび兵を朝鮮に出すに及び明國亦頻りに兵を朝鮮に送り數しば朝鮮に戦ふて互に勝敗あり後慶長三年太閤薨するに及び師を旋す當時島津義弘大に明軍を泗川に破る故を以て明韓の兵恐れて追撃せず唯だ僅かに小西行長を順天に追ひしのみ我軍退くに當りても亦能く戦ひて追兵を撃破し遂に事なく兵を収むるを得たり此の交戦の文祿元年より慶長三年に連り前後七年に亘り我軍の朝鮮八道を蹂躪し朝鮮國民皆山野に逃れて業を廢ま爲に最も疲弊を極む今に至るまで其國運の萎微不振を致したるもの此役殊に與つて多し其の初我師を出すの壬辰の年にあるを以て稱して壬辰の役と云ふ當時明國の師を出して朝鮮を救ふの故を以て韓人深く之れを徳とす然ども明人の兵を朝鮮に出きたるの實は朝鮮を救ふより寧ろ自ら防禦の爲に戦地を朝鮮に開き禍を隣國に嫁したるものなり韓人之を悟らず自ら明國の屏障と爲て久しく兵禍の厄に罹り而かも明國を徳と



して之を慕ふ笑ふべきなり

第六期 徳川氏の修交

豊太閤薨じて後日本の政權ハ徳川氏に歸す徳川氏の戦乱の後を承け内外の治安を望むと共に亦朝鮮貿易の利を思ひ豊太閤の爲に憤懣せる韓人を懐けて舊好を復せんと欲し先づ宗義智をして朝鮮に説かしむ然れども強ひて和親を求むるときハ我より屈して請ふの觀を爲し爲に國體を損するの虞あり之に反し強言之を求むれば彼れハ應ぜざるなり故に朝鮮とハ古來最も深き關係を有する對馬島主をして巧みに之を説かしめんと欲し先づ義智に命じて曰く朝鮮ハ我が最近の隣邦なり唇齒輔車相助くるハ兩國の利にして蚌鷸相争ハ或ハ漁夫の利たるなきを得んや故に今後和好を修せんと欲す然れども強て求るにあらず唯だ汝の家歴世朝鮮と交はる故を以て特に之を汝に囑する

のみ汝よく之を計れと義智亦能く家康の意を察し幾たびか使節を朝鮮に送り周旋甚だ力む韓人乃ち書を以て答へて曰く和好を望まば先づ俘虜を返せと此に於て慶長六年曩に我軍朝鮮に於て擒にする所に俘虜を諸州に求め集めて之れを還す韓人乃ち書を送りて曰く貴國眞に和好を望まば弊邑何ぞ之を拒まんやと此に於て我より使節を送り其翌七年初朝鮮ハ始めて使節金繼信孫文或をして我對馬に來りて以て答へしむ和好の端緒始めて開く

慶長八年僧玄蘇をして前に島津氏の國に拘置せる朝鮮王族金光なる者を其國に送還せしむ翌年韓王ハ孫文或及僧惟敬を遣はし和好を議せしむ慶長十年二月徳川家康ハ其子秀忠と共に韓使を伏見に延見し此時また韓人の俘虜男女千三百人を送り還す韓人漸やく我が誠意に感じ翌十一年七月使節呂祐吉慶選を對馬に派遣して和を議し修交の約全く成る其後慶長十二年正月韓使呂祐吉ハ國王の書を持し江戸に



來りて將軍秀忠に謁し之を上る中に曰く

壬辰之變、無故動兵、構禍極慘、而發先王丘墓、弊邦君臣痛心切骨、義不與貴國共戴天、六七年來馬島雖以和事爲請、實是弊邦所耻、今者貴國改前代之非、行舊交之道、苟如斯、則豈非兩國之福也、故馳使、以爲和好之驗、云云

我亦之に答ふるの書中に云へるあり

今也須修舊好、弊邦亦何存、疎志乎勢利之交、古人所羞、只宜以信義爲心也、云云

と斯くて慶長十三年秀忠の僧玄蘇及柳川景宣を使節として朝鮮に派遣し國書を送りて前年の來聘に答へ兩國の通商貿易を舊に復するの約始めて成る年己酉にあり故に韓人の之を己酉條約と云ふ

當時朝鮮と約を修する一に徳川氏之を爲し我將軍を呼ぶに大君と稱したり而して所謂己酉の條約の勘合船の數を二十隻に限る宗氏之を

不便とし古制の五十隻に復せんと欲するも彼の應せざりき既にして我國大阪の役あり徳川氏の豊臣氏を亡はすや韓人の深く自國の爲に仇を復したるを悦び徳川氏を徳として彼我親交の情更に一層の厚きを加へたり然れども當時の修交の我より進みて求めたるが故に韓人の輒もすれば倨傲自ら持し我を輕んずるの色あり寛政中新井白石擧げられて韓使に接し嚴に禮制を正し痛く其の倨傲を挫く此に於て我國威始めて揚がり韓人皆懾服し彼我事あくして通商を續ぎ當初釜山に設けたる我國民の居留地を草梁に移して兩國人貿易の所と爲し徳川幕府の未造に至るまで事なきを得たり

第七期 明治政府の修交

日本に於ての慶應三年十月を以て將軍徳川慶喜政權を朝廷に奉還し万機の政務の朝廷より出づることゝ爲りて明治維新の業成るや朝鮮



修交の事も亦他の條約國の如く其權の新政府に移り政府の明治元年十一月先づ對馬守宗重正に命じ大差使を朝鮮に派して舊好を修むべき旨を彼の禮曹參判に告致せしめ且つ皇政復古の事を報ず是れ實に維新後日韓兩國の間に文書を往復するの創始なり而して從來韓廷の徳川幕府と文書を往復し書辭の懇懃なるに慣る今日日本新政府の書を見るに前に大君と書したる者今の大日本天皇と書し又奉勅云々の語あり韓廷見て大に驚ろき書辭印章前例に違ふと爲し拒みて受けず明治三年二月外務省の佐田直寛森山茂等を遣はし其情實を探り並に前書拒絕の理由を詰らしむ東萊府使一書を送り答へて曰く書中皇帝又の皇勅の文字あり是れ例に違ふ故に受けざるなりと是れ韓廷の從來徳川氏を以て日本の主權者と爲し其上に天皇あるを知らず故に今徳川氏政權を皇室に奉還し方機皇室の親裁に出づと云ふも之を信せず世に詔勅又の皇帝の文字を用ふるを得るものは獨り清國皇帝あるの

みと妄信するなり佐田等歸りて之を報じ徒らに筆舌の間に争ふも終に信服の期なし唯だ速かに兵を用ひ事を果すべしと論ず然れども政府の俄かに兵を發するを好まず五月更に宗重正浦瀬某を遣はし使節接受の事を内議せしむ議未だ協はず十月外務省出仕吉岡弘毅森山茂等我外務卿より禮曹參判に贈るの書と外務大丞より東萊府使に贈るの書を携へ渡航して面接を求む拒みて見ず歸朝して情を復命す此事頗る我國民を激昂せしめ征韓の論の朝野の間に勃興す翌四年三月宗重正の再び渡韓して交渉の談判を試みしも依違決せず加之東萊と釜山とに於ける日韓兩國官吏接見の禮館を撤去す此の冬政府の花房義質を派し春日丸明光丸の二船を率ひ釜山に赴きて兩國の通商を議せしむ亦要領を得ずして歸る國民の激昂益ます甚はだし當時韓人の此の如く頑固なりしを表面上に我贈書皇帝詔勅の文字あるに由り之を斥くと云ひ又外務官吏の渡航の前例なき故面接を辭



すと稱す然れども細かに其裏面を視れば清國陰に教唆して邊境を戒  
 嚴し且つ我國人を遠ざけしめられたれば韓廷之によりて外交の政略を専  
 ら鎖攘の一方に取りしものと云ふ  
 同年五月八日我政府の再た外務大臣花房義質を朝鮮に派遣し舊對  
 州嚴原藩の公貿易を罷むることを報じ爾來官吏一員を釜山艸梁館に  
 駐在せしむ之を外務官吏釜山駐在の始めとす然るに翌六年夏東萊府  
 使の傳令書あるものを艸梁の館門に掲ぐ其の語辭頗る無禮なり邦  
 人之を聞きて益ます憤はり問罪の師を派遣せんと欲し征韓の議の盛  
 んに廟堂内に起る參議陸軍大將西鄉隆盛最も熱心に之を唱へ自ら大  
 使と爲りて渡韓せんと言ひ開拓次官黒田清隆又赴かんと請ひ其他在  
 朝の參議副島種臣後藤象次郎板垣退助江藤新平等の徒皆之に和し十  
 月大使將に發せんとするに臨み屢に特命全權大使として歐米各國を  
 巡廻したる右大臣岩倉具視以下大久保利通木戸孝允伊藤博文等歸朝

し之に抗す此等の諸氏の泰西諸國文物の美を目撃し之を我國に輸入  
 して舊態を改めんと欲し之を爲すにの費を隣邦に生ずるを避け先づ  
 内治の改良を計らんと欲するなり征韓の議之が爲に沮まる主戰論者  
 西鄉隆盛江藤新平板垣退助副島種臣後藤象次郎前原一誠等前後相踵  
 で職を辭し内閣の大破裂を生じたり  
 其後我國の師を臺灣に出し之を占領す明治七年清國禮部衙門の一の  
 咨文を韓廷に送り日本の臺灣を征せし餘勢を以て佛米諸國と力を併  
 せ朝鮮に禍するの意ありと欺き益ます日韓の交情を疎ならしむ然る  
 に七年十月東萊府使朴濟寬の遽かに内禪將某を艸梁館長森山茂の許  
 に遣はし修好訂盟の意を致し尋で大凡谷なるもの亦た館に來り森山  
 に面して從來久しく阻隔したるの中間壅蔽の徒ありて然る旨を述べ  
 程さく立昔運等京城より來り森山に面して前年我政府の送りたる文  
 書回答の件を内議す翌八年二月森山の理事官に任せられ將に前約を



履行せんとするに臨み韓民の情勢復た一變し東萊府使の面接を拒み論辨數日に連りて決せず森山の終に空しく歸朝す

當時朝鮮の國情數しば變じたるに當初國王の生父大院君政を攝し専ら保守の主義によりて鎖攘の政策を執り既にして大院君政權を國王に還し退きて山莊に閑居するに至りしかば外戚閔氏代りて國鈞を乗り以て我れと修交を訂結せんと欲したるに其後幾ばくもなく大院君再び京城に歸り此時會たま我使節彼地に至りしかば終に再び拒絕せらるゝに至りしあり

既にして八年九月二十日我軍艦運揚號朝鮮海岸より清國牛莊の航路を測量し途中に淡水の欠乏を告げ錨を漢江口に投し艦長井上良馨短艇に乗じて漢江に遡るや永宗島の砲臺の俄かに我に向うて砲撃す此變を見て本艦起き援け翌廿一日及二十二日直ちに進みて江華灣内に戦ひ攻めて永宗城を陥れ其砲臺を毀ちて還り之を報ず此に於て征

韓論の再び國內に沸騰し終に全權大使黒田清隆副使井上馨をして近衛兵及大坂熊本廣島の三鎮臺兵を發し日進孟春鳳翔等の軍艦を率ゐて派遣せしめ先づ江華に到り判中樞府申中樞都總府尹滋承に會見し運揚艦砲撃のこと並に前日使書拒絶の理由を詰問す談判久しく決せず大使將に袂を拂ふて歸朝せんとす韓廷驚ろき請ひ九年二月二十六日を以て始めて修交修約を締結す條約の款項總べて十二其要を摘めば朝鮮の自主の邦にして日本と平等の權を有し互に同等の禮儀を以て好を通ずべし兩國互に使臣を派出すべし今より二十ヶ月の後朝鮮國內に通商の二港を開くべし日本航海者の朝鮮海岸を測量するを得べし兩國人民に交渉する事件の双方官吏各其國法に據りて裁判すべしと爲すなり而して朝鮮を獨立國と認めて條約を締結し之を世界の列國に紹介したるに實に此時の我國を始と爲す我大使一行歸朝の後朝鮮政府の特に使節禮曹參議金錡秀を派遣して來朝せしむ同年六



月我政府の外務大丞宮本小一を理事官として朝鮮に派遣し八月廿四日を以て修好條規附録及朝鮮諸港日本人民貿易規則を議定して調印したり

翌十年春花房大丞再び渡韓するに及び修好條規第一款に掲ぐる朝鮮の自主の邦なりといふ文面に關して一疑問生ず所謂第一款の正文の左の如し

朝鮮の自主の國にして日本國と平等の權を保有せり嗣後兩國和親の實を表せんと欲するに彼此互に同等の禮儀を以て相接待し毫も侵越猜嫌することある可らず先づ従前交情阻塞の患を爲せし諸例規を悉く革除し務めて寛裕弘通の法を開擴し以て共に安寧を永遠に期すべし

と然るに前年朝鮮政府の同國內に在る佛蘭西國宣教師を拘禁したりしかば其事日本駐劄佛國公使の聞く所と爲り公使の我外務省に依頼

し釜山管理官の手を経て宣教師の引渡を求めたるに朝鮮政府書を以て之に回答せり書中上國禮部上國指揮等の字あり加之擡頭の書法を用ひ自ら清國の屬國なるを明言するが如し故に我政府の花房公使に命し之を返却せしむ朝鮮政府乃ち之を清廷に申報し清廷又其申報に對する答書中に

其爲中國所屬固天下所共知其爲自主之國亦天下之所知

の語あり以て自主國屬邦何れなるや明かならざるが如くす然れども曾つて明治六年我全權公使副島種臣清廷に詣り朝鮮の屬邦なるや否やを質せしとき清廷の屬邦にあらずと明言したり故に我の朝鮮の清國に屬するを認めず唯だ當時深く争ふ所あくして止む既にして朝鮮の明治九年二月の條約により十三年五月元山津の港を開き尋で仁川港を開きたり

十五年七月我公使館の館員を派して仁川濟物浦を測量す此月廿三日



京城に於て大院君の乱起り乱民我公使館を襲そひ花房公使僅かに逃れて歸國す是れより先朝鮮に漸やく開明の新事物を視て其利を悟り之れに倣はんと欲し先づ軍制を改革し我が陸軍中尉堀本禮造を聘して教師と爲し新式軍隊の兵士を訓練し我に依頼する所多し時に大院君の久しく政權を失ひ國王の外戚閔氏獨り權を縦にするを見て快々として樂まず會たま有司中兵士の給料を私して之を交附せず兵士甚だ憤懣するあり大院君乃ち密かに其の不平の兵士を教唆して事を擧げしむ兵士終に暴發し深夜王宮に亂入し王及世子に逼り王妃閔氏を殺さんと欲す王妃逃れて免かる我教師堀本中尉以下七人皆殺さる尋で乱徒我公使館を襲ひ火を放つ我駐劄公使花房義質書記官近藤眞鋤等の一行二十八人圍を衝て王宮に赴く宮固く閉して入る能はず翌廿四日去て仁川に至る府兵亦暴徒に與みし遞かに起て我不意を襲ふ一行奮闘して之を退け將さに歸朝せんと欲し濟物浦に至れば一隻の

舟あり僅かに土人を要して月尾島に至り英國測量船フライングフヒツシ號の救を得て長崎に歸るを得たり乃ち狀を報す政府は花房公使の報を聞き急に軍艦數隻を發して先づ我在留民を保護し更に外務卿井上馨を下關に派遣し花房公使を召して命を傳へ陸軍少將高島鞆之助海軍少將仁禮景範をして兵を率ゐて公使を護衛玄渡韓せしむ公使は八月十二日仁川に上陸し十六日京城に入り二十日國王に見えて事變の始末を糺し書を呈して決答を三日内に求む期に至り答へず公使去て濟物浦に至り將に國に歸らんとす韓廷急に人を馳せて之を留め全權委員李裕元等をして濟物浦に議せしめ三十日に至り條約六項續約二項を議定す曰く

- 第一 自今二十日を期し兇徒を捕へ巨魁を究めて之を懲らすべし
- 第二 日本人の難に遭ふ者朝鮮優禮して之を葬るべし



第三 朝鮮政府の五万圓を出して日本人の死傷者に酬ふべし  
第四 日本人受くる所の損害に對し五年を期して五十万圓を償ふべし

第五 自今日本の兵を朝鮮に駐在せしむべく兵營の設置修繕の朝鮮政府之を負擔すべし但し一年の後兵卒を置くを要せずと見れば之を撤回するも妨げず

第六 朝鮮の大臣を派して罪を謝すべし之に附帶する續約に曰く

第一 元山、釜山、仁川、各港の行程を擴めて五十里と爲し二年の後又擴めて百里と爲し別に楊花鎮を以て開港場と爲すべし

第二 日本公使領事の内地旅行を許すべし

之によりて十五年京城の事變の日韓兩國の交際を將に破れんとするに維くを得たり而して韓廷の容易に我要求に應ずるに至りしに當初

亂民我公使館襲撃の事起るや清國政府の急に兵を發し其將馬建忠、丁汝昌、吳長慶等を派遣し大院君を拘へて其本國に歸りたるに由る尋で十月朝鮮の特派全權公使朴泳孝、副使金晚植、金玉均等を我國に遣はして罪を謝し國書を呈し方物を献ず我政府又竹添進一郎を以て辨理公使と爲し京城に駐劄せしめ兵士を派遣して護衛す而して清國も爾來兵を留めて備ふ

我國既に朝鮮に迫り開港場を設けしめ亦兵を置きて自ら衛るや從來朝鮮を屬邦視し隱に韓廷有司を使嗾したる清國の直ちに亦周馥、馬建忠の二人をして韓廷有司金宏集、趙寧夏、魚允中と會し水陸貿易章程なるものを議定せしむ其章程に曰く

中國朝鮮商民水陸貿易章程

朝鮮久列藩封典禮所關一切均有定制毋庸更議惟現在各國既由水路通商自宜亟開海禁令兩國商民一體互相貿易共霑利益其邊界互市之



例亦因時量爲變通惟此次所訂水陸貿易章程係中國優待屬邦之意不在各與國一體均霑之列茲定各條如左

第一條 嗣後由北洋大臣札派商務委員前往駐紮朝鮮已開口岸專爲照料本國商民該員與朝鮮官員往來均屬平行優待如遇有重大事件未便與朝鮮官員擅自定議則詳請北洋大臣咨照朝鮮國王轉札其政府籌辦朝鮮國王亦遣派大員駐紮天津並分派他員至中國已開口岸充當商務委員該員與道府州縣等地方官往來亦以平行相待如遇有疑難事件聽其由駐津大員詳請北洋大臣定奪兩國商務委員應用經費均歸自備不得私索供億若此等官員執意任性辦事不合則由北洋大臣與朝鮮國王彼此知會立即撤回

(自第二條至第八條略之)

欽差署理北洋通商大臣太子太傅前文華殿大學士直隸總督部堂一等肅毅伯李

督同 二品銜 天津海關道 周馥  
會同朝鮮國 奏副使 金建忠  
議正使 趙奎  
宗使 趙奎  
魚允 議定  
光緒八年八月 日

光緒八年八月の日本明治十五年九月なり

當時清國の陰に實に朝鮮を屬邦視す故に此の水陸貿易章程の如きも冒頭に朝鮮久く藩封に列すと云ひ又今回訂結する所の水陸貿易章程の中國が屬邦を優待するの意に係ると稱す而して韓廷有司中頑固保守の主義を抱く者の皆清國に依頼し其の保護を仰がんと欲するも少壯有爲の士の寧ろ日本に結びて獨立を全くし國運の開明を望むに至れり故に政府の中進歩黨と保守黨の二派を生じ兩黨互に權を爭ひ朋黨比周反目して相見る保守黨の外戚の威權と清國の掩護の下に立つ閔氏及其一派にして進歩黨の朴泳孝徐孝範金玉均等の一派と爲す而して其の進歩黨の愛に我國に使用して文明の新事物を目撃し深く之



を嘆服し漸やく制度を更革して我に倣ふに至りしかば我國の之を嘉みし十七年十一月に至り前に約したる償金五千万圓の中四十万圓の之を還與して以て開明を進むるの資に供せしむ

進歩黨の皆少壯氣銳の士にして權要の位地の多く保守黨に占められ其志を逞くするを得ず故に機會を窺ふて革命を行ひ保守黨を一掃せんと欲す會た十七年十二月四日京城郵政局開設の宴あり各國公使及び韓廷の高官皆一堂に會す此夜進歩黨の首領洪英植、朴泳孝、金玉均等豫じめ兵を宮中に伏せ宴酣なるに及び俄に起ち保守黨の權臣閔泳翊を傷つけ閔臺鎬、閔泳穆、柳在賢、趙寧夏、韓圭稷、李祖淵、尹泰駿等の數人を殺す閔泳駿等僅かに免かる翌朝進歩黨の令を發して大政の一新を告げ洪英植、李戴元、朴泳孝、金玉均等入りて政權を執る國王の我公使館に送り兵を率ゐ來りて王宮を護衛せんことを求む其請切なり公使竹添進一郎の兵二百名を率ゐて王宮に入る變起るや閔氏の一族の

走りて清國公使に頼る清將袁世凱の六日直ちに兵二千を率ゐて京城に入り韓兵之に應じて我兵に迫る我兵力戰之を退く戦ひ酣はにして韓王逃れて清軍に投ず當初我兵の王宮に入るの韓王の請に因る然るに今韓王敵軍に投ず又寡兵を以て城を守る能はず故に城を開いて公使館に歸る途上清韓二國の兵と接戦し殺傷相當る公使館又糧食に乏しく久しく防守に堪へず七日公使館を去り八日仁川に達す當時公使館の敵の爲に焼かれ我公使館員居留民等殺戮せらるゝ者夥多し陸軍大尉磯林慎三職を帯びて京城の外に在り亦殺さる事變の報の十三日に至り始めて日本に達す政府先づ外務書記官栗野慎一郎、參事院議官井上毅等を仁川に派遣す尋で二十四日外務卿井上馨の特派全權大使に任せられ陸軍中將高島勲之助、海軍大輔樺山資紀と共に扶桑金剛の二軍艦に乗り二大隊の兵を率ゐて之を護り朝鮮に赴く三十日仁川に達す其前二日竹添公使京城に入る清國亦報を聞き欽差吳大澂をして



陸海の兵を率ゐて京城に赴き備へしむ井上大使の一行の十八年一月三日京城に入り六日國王に謁し翌日談判を開く韓廷理屈し直に我要求を容れ左の五事を約す曰く

- 第一 朝鮮の謝罪使を日本に發すべし
- 第二 遭害日本人に對し償金十一万圓を拂ふべし
- 第三 礮林大尉を殺害したる兇徒を重刑に處すべし
- 第四 日本公使館の爲に新たに地を供し且つ其の修築費二万圓を出すべし

第五 日本護衛兵の爲に營舎を公使館の側に設くべし  
約成り我大使の歸朝し韓廷の約を履み二月修信正使徐相雨副使穆麟德を我國に派遣し國書を呈して謝し事局儘に収まる當時朝鮮の我に對して直ちに罪を謝したるも實際に於て最も我國民を殺傷凌虐したる者の清兵なり故に朝鮮の罪を謝するも清國に對しての黙止すべか

らず此に於て宮内大臣伊藤博文特派全權大使に任せられ農商務大臣西郷從道と共に發し二月廿八日横濱を解纜して清國に赴く海軍中將仁禮景範陸軍中將野津鎮雄參事院議官井上毅等之に従ふ其行三月十日天津に着す清廷乃ち李鴻章吳大澂を全權委員と爲し天津に於て議せしむ伊藤大使の先づ我が北京駐劄公使覆本武揚と共に北京に赴き總理衙門の大臣に而して來意を告げ清廷の李鴻章に委任したるを確かめ更に天津に歸り四月三日始めて談判を開き數回の論辨を費やし終に三款を約す曰く

- 第一 從來日清兩國より朝鮮に屯在せしめたる兵士を撤去すること
- 第二 軍事教練の爲に兩國より教官を派す可らざること
- 第三 將來事ありて兩國兵を朝鮮に派遣せんとする時の互に行文知照すべきこと



別に附約として曰く今回朝鮮の變清兵の日本人を殺害凌辱したりと云ふ事件は確証なきを以て之を措き他日証左あるを待ち加害者を刑に處すべしと約成り調印を了したるの四月十八日なり世に之を天津條約と云ふ

朝鮮に於ての進歩黨輕舉事を誤り殆ど國家を危くせんとして蹉躓するや金玉均、朴泳孝等の逃れて日本に走り徐光範の米國に逃れ政權又保守黨に歸し爾來清國の勢力甚だ強く陽に其兵を撤するも袁世凱の永く公使として朝鮮に駐劄し閔氏の一族を操縦して恩威を兼ね施す故に從來日本の誘導したる恩澤の全く遺忘し去られ日韓の交情漸やく冷かに清國の威權獨り重もし去れば明治二十三年九月に至り威鏡道監司趙秉式の防戢令と名くる法令を施こし該道の凶獸を名として穀物の輸出を禁ず威鏡道の元山港の從來多く穀物を我國に輸出し我商賈の之により産を爲す者多し而して同年の決して凶作にあらざ

るなり此の不法なる輸出禁止の爲に我商賈の損害を被むるもの甚だ多し我公使近藤眞鋳殿に朝鮮政府に談じ翌年四月僅に其禁を解く然れども其國民の被むりたる損害の賠償に容易に應せず既にして近藤公使任を罷め後任梶山貞助又代りて其談判を續き二十五年秋に至るも未だ局を結ばず政府又梶山公使を罷め大石正巳を後任と爲す廿六年一月大石公使任に赴き嚴しく防戢令の損害賠償を求む韓廷遲疑決せず五月に至り更に日を期し決答を求む期に至り答へず公使將に使館の國旗を撤して歸朝せんとす韓廷懲るきて請を容れ損害金十萬圓の中六萬圓を即時に拂ひ殘額の年賦を以て交附することを約して事局始めて結了す

是より先十七年の革命に蹉躓したる朴泳孝、金玉均の二人の遁れて日本に住す閔氏の一族之を怖れ久しく之を除かんと欲す明治二十七年三月刺客李逸植閔族の囑を受けて日本に至り壯士洪鐘宇及び權東壽



權在壽の兄弟を用ゐる金朴二人を殺さんと欲し金玉均の洪鐘宇をして之を上海に誘はしめ三月三十日上海の旅館に於て之を殺す而して朴泳孝の李逸植自ら權在壽兄弟と共に東京に於て殺さんと欲し謀洩れて捕へらる當時金玉均の上海に殺さるゝや同行の日本人の其死屍を携へ日本に歸りて葬らんとす清人之を奪ひ清國政府の直ちに金の死屍と洪鐘宇とを軍艦に乗せ朝鮮に送る韓廷重く洪鐘宇を賞し金の死屍の五體を毀裂して各所に梟し最も慘毒を極む日本人中之を聞き切齒して清國の暴狀を怒る者多し幾ばくも亦く東學黨の叛亂朝鮮の全羅道に起る勢威漸やく猖獗慶尙忠清の二道に蔓延せんとす韓廷兵を發して征す平くる能はず内務府督辦閔泳駿の十七年の亂に殺されたる閔台鎬の子にして閔族中の領袖保守黨の首領なり常に清公使袁世凱と結托して威福を弄す乃ち亦袁世凱に囑して清兵を假り東學黨を平定せんとす袁の清國の威武を朝鮮に加ふるの好機會と爲し直ちに

應じて兵を出す報日本に傳はる日本亦急に兵を出す實に六月上旬なり清國の兵の牙山に上陸して動かす六月十日我駐韓公使大島圭介軍艦入重山號に乗り海軍陸戰隊を率ゐて仁川に上陸し直ちに京城に入る十二日第五師團兵亦着韓す一隊を仁川に留め一隊は京城に入る日清兩國兵の入韓するや東學黨の戦はずして鎮定す當時清國の兵を朝鮮に出すや天津條約により我に行文知照し來る出兵の理由の韓廷の囑により東學黨の叛亂を鎮すと云ふにあり我國又るといふなり而して東徒既に平定す清國未だ其兵を撤せず却つて益ます其兵を増す而して我の韓廷に勸めて大に政治を改良し以て亂民の蜂起する無らしめんと欲し之を清國に謀り共に力を協せんことを求む清國應ぜず故に我獨力を以て野政の改革を勸告す當時大島公使より進めたる其の改革意見の五條にして實に左の如し



内治庶政改革の各條綱目卿案

第一條 中央政府の制度より地方制度に至るまで適宜改革を加へ

人材を選抜すべきこと

一、有司百官の職官を申明すること

凡そ内治外交の機務の之を議政府に統括し掌理の故の如くにして六曹判書の責を分ち職に當り世道を革め權限の舊例に依る

宮廷の庶務の治國の庶政と劃然區別し所屬の諸官吏の概ね一切の國政に關係すへからず

一、各外國交渉通商の事の關係重大なるを以て宜く之を慎み重責の大臣を擧げて之を掌らしむべし

一、官衙にして政を行ふに必要なもの之を存すべく有名無實の官廳の之を廢すべし其他各署を合併し務めて煩を去り簡に

就くべし

一、現定せる州府郡縣の區劃の其數過多なるが如し適宜合併し務めて其數を減じ冗費を省畧すべし

但治理に妨げ無き様注意すべし

一、大小の官吏職任を分司して必ず缺く可らざる者のみ之を存し虚設の冗員の概ね裁汰すべし

一、歴行格式成例を廢除して廣く人材を擧ぐるの道を開くべし

一、物を納めて官を授くるの弊生じ易し之を嚴禁すべし

一、大小官吏の俸祿の時實を參酌し明かに額數を定めて生を營み廉を養ふに足らしむべし

一、大小の官吏錢物賄賂を索取するの惡習の法章を設けて嚴禁すべし

一、大小の官吏並に地方官私を營むの弊は法章を設定して嚴に矯



正すべし

第二條 財政を整へ富源を開くべき事

一、國家出入の財賦の審査明確にして制度を明にすべし

一、會計出納の政務の嚴明正準なるべし

一、速かに貨幣の制度を改定すべし

一、各道の田畑の數額を明にし租賦の率を改定すべし

一、各種租税の法を改定し併せて税源を開くべし

一、支款の甚だ緊要ならざる者の概ね減省し其進款の増すべき者の方めて請求すべし

一、官道通衢の平坦廣潤にし京城開港場間に鐵道を布設し各道州府縣鎮に電線を通じて往來を利し消息を便にすべし

一、各開港場の税關の一の事務朝鮮國自ら管理して他に干預せしむ可らず

第三條 法律及裁判の法を整頓すべき事

一、現定の法律時宜に適せざる者の概ね革罷し時宜を參酌して別に法章を定むべし

二、裁判の法を改正して司法の公正を申明すべし

第四條 速に兵備警察を整理し國內の變亂を鎮め併せて國家の安寧を保持すべき事

一、士官を養成すべし

一、従來の水陸兵の概ね裁革し財力の許す限り新式の軍隊を増設すべし

一、警察の設けの最も緊要なるを以て京城を初め各邑に衙署を分設し章程を嚴定すべし

第五條 一般の學政を約定すべき事

一、一般の學政の時宜を參酌して改正し各地方に小學校を分設し



童幼を教養すべし

一、小學の設け漸次緒に就かば進んで中學大學を設くべし

一、生徒中の俊秀なる者を選抜して外國に留學せしむべし

此の勸告の韓廷當初之を容れ改革委員を任命して其事に着手したりしが既にして清公使袁世凱の教唆により七月十八日に至り斷然之を拒絕し其旨を大鳥公使に通じて曰く貴國の提議に係る内政改革案の韓廷の喜んで容る所と雖も今日の如く大兵を駐屯せらるゝに於ては國民自ら危懼し治安を紊亂するの虞あり故に貴國先づ在韓の兵を撤去せらるゝを韓廷の其後に於て改革を執行すべしと此に於て大鳥公使の其の違約を責め直ちに左の三條の要求を呈出し三日を限りて決答を求め曰く

明治十八年の條約に基き我軍隊の爲に兵營を建築すべし

屬國保護の名を以て清國兵を駐むるの獨立國たるの體面に關す宜

しく其兵を撤去せしむべし

若し三日間に之が確答を爲さざるべきに我より韓廷の改革を強行すべし

と期に到りて答へず夜半僅に使を送り答へて曰く清兵の入韓のもど我より請ひたるなり然るに今我より歸らんことを求むるの我の爲し能はざる所なり是れ實に七月二十二日の夜なり此に於て大鳥公使の翌七月廿三日一隊の兵を以て王宮を圍み改革を迫る韓兵拒みて砲を發し小戦闘を開き韓兵潰散し國王大院君を召して一切の政務を委ぬ此に於て多年閔氏の手に歸したる政權の其の反對黨の大院君に歸し閔氏の首領閔泳駿の奔竄して之く所を知らず大鳥公使の宮に入りて國王に謁し始めて日來の施政の王の意にあらざるを知り得たり此に於て日韓の交際の將に破れんとするに瀕して之を維持し遂に我兵力を假りて在牙山の清兵を驅逐することを請ふ我在韓軍混成旅團長



陸軍少將大島義昌兵を率ゐて牙山に進發し七月廿九日成歡に戰ふて大に捷ち清將葉志超薙子成跡を斬りて逃れ八月五日我軍京城に凱旋す是より先七月廿五日我海軍清國海軍と南陽灣外豊島沖に於て戦ひ敵の運送船高陞號を撃沈し軍艦操江號を捕獲し廣乙號を破壊し濟遠號僅かに走りて免かる故に八月一日日本の清國に向つて開戦を宣言し此日清國亦日本に向つて開戦を宣言す而して朝鮮の此の兩交戦國の間に立ち日本と攻守同盟の條約を締結して清國に敵對の意を表したり其の條約に曰く

大日本 兩國盟約

大日本 兩國政府 朝鮮 曆明治廿七年七月廿三日 に於て朝鮮政府より清兵撤退一節を以て朝鮮國京城駐在 日本特命全權公使に委託して代辨せしめたる以來兩國政府の清國に對して既に攻守相助るの位地に立てり就て其事實を明著にし併せて兩國事を共にするの

目的を達せんか爲め下に記名せる兩國大臣の各全權委任を奉じ新に約したる條款左に開列す

- 第一條 此盟約の清兵を朝鮮國の境外に撤退せしめ朝鮮國の獨立自主を鞏固にし日韓兩國の利益を増進するを以て目的とす
- 第二條 日本國の清國に對し攻守の戰爭に任し朝鮮國の日兵の進退及其糧食準備のため及ふたけ便宜を與ふべし
- 第三條 此盟約の清國に對し平和條約の成るを俟て廢罷すべし

此れかため兩國全權大臣記名調印し以て憑信を昭にす  
 大日本國明治二十七年八月二十六日 特命全權公使大島圭介  
 大朝鮮國開國五百三年七月二十六日 外務大臣 金允植  
 之により多年日清兩國の間に介立し左倚右偏して一定せざりし朝鮮の國是の遂に清國を棄て、全く日本に依頼し以て其獨立を全くするに至りしあり



地理畧説

朝鮮の國の亞細亞洲の東部に突出せる半島にして北緯三十三度十五分に起り四十二度二十五分に亘り東經百廿四度三十分に起り百三十三度三十五分に終る東南の日本海に面し其の海角日本の對馬と相對して海峽を爲す之を朝鮮海峽と云ふ西の黃海を隔て、支那に對し北の鴨綠江を限りて支那の滿州盛京省と境を接し東北の圖門江を限りて露西亞領烏蘇里地方と隣す全國の形狀南北に長く東西に狭く其長さの二千三百韓里幅の廣き所六百韓里狭き所三百韓里に過ぎず而して全國の周圍の大約七千九百韓里其面積の八万二千方英里と稱す

其一 八道の形勢

隣して西に海を繞らすを黃海道とし黃海の北に境を支那と交ふるを平安道と爲し平安に隣して北方露領と接するを咸鏡道とし更に西方に轉して京畿の西に向ひ海を負ふ所を江原道とし江原の南に向ひて東南に海を負ふものを慶尙道とし慶尙の西に向ひて南西に海を負ふものを全羅道とし全羅と京畿との間に在りて西面に海を負ふものを忠清道とす又咸鏡道を稱して北關と云ひ江原道を稱して關東と云ひ慶尙道を稱して嶺南と云ひ全羅道を稱して湖南と云ひ忠清道を稱して湖西と云ひ平安道を稱して關西と云ふ又忠清全羅慶尙の三道を稱して三南と云ふ是れ三道とも皆國の南方に在るに由る

八道を分別して二十五州六十府七十八郡百六十五縣とする其境域狭小猶は日本往時の何庄何領と云ふが如し然れども日本の一州の内府郡縣の下に悉く村里あり各道區劃の名稱は左の如し







咸鏡道				黃海道				
州	縣	郡	府	州	縣	郡	府	
平壤、寧遠、江界、昌城、成川、朔州、肅川、龜城	定州、洪源、利原	文川、高原	三水、長津、原州、茂山、富寧、北青、德源、定平、甲山、咸興、明川、瑞川、永興、安邊、鏡城、慶源、會寧、鐘城、穩城、慶興	吉州	康翎、長淵	鳳山、安岳、載寧、遂安、白州、信州、瓮津、金川、新溪、菟山、牛峯、江陰、文化、長連、殷栗、松禾	延安、平山、瑞興、豐川、黃州	海州

全羅道				江原道			
州	府	郡	縣	州	府	郡	縣
全州、羅州、濟州、光州、綾州	長城、桐山、漂陽、順天、南原	寶城、淳昌、錦山、珍山、金堤、樂安、益山、古阜	靈岩、靈光、珍島	原州	江陵、淮陽、襄陽、春川、鐵原、三陟、正昌	平海、通川、旌善、高城、杆越、寧城	蔚珍、歙谷、平康、伊川、安峽、金城、楊口、麟蹄
							狼川、金化、洪川、橫城
							龍澤、求禮、雲峯、沃溝、金溝、長水、任實、鎮安、茂朱
							玉山、和順、同福、南平、海南、康津、興陽、光陽、扶安、茂長、南蔽、珍原、務安、咸平、昌平、谷城、高山、龍安、咸悅、臨波、萬頃、泰仁、井邑、興德



平安道

府 義州、安州、龍川、鐵山、宣川、楚山、咸從、三和

郡 祥原、德川、价川、慈山、嘉山、郭山、順川、熙川、碧潼、雲山、博川、渭原、寧遠

縣 江西、龍岡、甑山、永柔、順安、孟山、般山、陽德、三登、江東、泰川

今京城より此等各道の州府郡縣に到る距離を見るに左の如し

京畿道 (此の里程は日本里にて算す以下同之)

驪州	十六里	坡州	七里四町	揚州	五里十二町	富平	四里十六町
楊州	九里十二町	仁川	四里十六町	利川	十二里十六町	長湍	十二里廿四町
通津	八里三十二町	喬桐	十六里	竹山	十五里四町	楊根	十二里廿四町
安山	九里十八町	朔寧	十七里四町	安城	十五里四町	麻田	十四里八町
高陽	三里三十町	金浦	五里十二町	交河	七里四町	加平	十一里二十町
永平	十二里十六町	龍仁	六里八町	振威	十里二十四町	陽川	二里二十四町
砥平	十四里八町	抱川	八里三十二町	積城	八里三十二町	果川	二里二十四町
始興	二里二十四町	漣川	十二里十六町	陰竹	十六里廿二町	陽智	十里二十四町
陽城	十五里十二町						

忠清道

忠州	廿四里廿二町	清州	廿五里廿八町	公州	廿八里十六町	洪州	廿六里廿四町
清風	三十里八町	林川	三十五里廿町	丹陽	廿二里廿二町	泰安	廿四里廿四町
韓山	三十九里四町	舒州	廿六里廿四町	沔川	廿七里二十町	天安	十八里廿四町
沃川	卅六里十六町	槐山	廿四里卅二町	瑞山	三十一里四町	溫陽	廿里十六町
大興	廿四里卅二町	報恩	卅三里廿八町	文義	廿九里十二町	鴻山	卅六里十六町
堤川	廿七里二十町	德山	廿四里卅二町	平澤	十四里八町	稷山	十六里
愼仁	三十一里四町	定山	三十一里四町	奇陽	廿八里十六町	延豐	廿八里十六町
陰城	廿一里十二町	清安	廿四里卅二町	恩津	卅五里二十町	愼德	三十里八町
鎮岑	三十里八町	連山	三十五里廿町	谷城	卅二里卅二町	扶餘	卅三里廿八町
石城	卅四里廿四町	庇仁	卅七里十二町	藍浦	卅二里卅二町	鎮川	卅一里十二町
結城	廿七里二十町	保寧	卅一里四町	海美	二十七里廿町	唐洋	卅一里四町
新昌	十九里二十町	禮山	二十二里八町	木川	廿一里十二町	全義	廿一里十二町
燕岐	廿五里廿八町	永春	四十一里廿八町	黃澗	四十五里十二町	青山	卅七里十二町
牙山	十八里廿四町	永同	四十一里廿八町				

全羅道

全州	四十四里十六町	羅州	六十六里廿四町	濟州	八十三里廿町	水路	八十六里云
綾州	六十六里廿四町	光州	六十四里	長興	七十九里四町	南原	五十六里
潭陽	五十三里卅四町	順天	六十八里十六町	長城	五十九里廿町	蟬山	三十八町
寶城	七十五里廿町	茂朱	四十二里廿四町	古阜	五十三里十二町	釜山	四十里



朝鮮紀開

光陽	七十二里十六町	金溝	四十六里八町	扶安	五十里廿四町	咸悅	三十九里四町
高敞	五十六里卅二町	井邑	五十二里十六町	茂長	五十九里廿町	龍安	卅七里十二町
求禮	六十七里卅町	務安	七十里八町	雲峯	六十一里二町	谷城	五十九里廿町
長水	五十七里十二町	任竇	五十里卅四町	同福	六十四里卅二町	鎮安	五十一里卅町
海南	八十里	興陽	七十九里四町	旌義	濟州を距るこま二十里十六町		
大靜	濟州を距るこま十里卅町			和順	六十七里二十町		
慶尙道							
慶州	六十七里卅町	尙州	四十二里卅四町	晉州	七十五里卅町	晉州	五十三里十二町
昌原	七十八里八町	安東	四十八里	金海	七十八里八町	寧海	六十六里卅四町
密陽	七十二里	善山	四十八里卅二町	奇松	五十五里四町	大邱	五十九里卅町
順興	四十里卅二町	巨濟	八十八里卅二町	蔚山	七十八里八町	東萊	釜山八十八里卅二町
梁山	八十里	咸安	七十一里四町	金山	四十九里卅八町	豐基	三十八里八町
昆陽	八十里	義城	五十二里十六町	慶山	六十二里八町	盈德	七十里八町
固城	八十里	南海	八十里卅二町	開寧	四十八里卅二町	三嘉	六十八里十六町
宜寧	六十八里十六町	河陽	六十里十六町	龍宮	四十里	春化	四十五里十二町
清河	七十二里	彥陽	七十二里	梁原	六十八里十六町	鎮海	七十四里卅四町
靈山	六十五里卅八町	昌寧	六十三里四町	泗川	七十八里八町	張	八十四里十六町
熊川	七十六里十六町	慈仁	六十四里	英陽	五十六里卅二町		
黃海道							
黃州	四十里卅二町	海州	卅三里卅八町	延安	二十二里八町	平山	二十三里四町

地理略說

豐川	四十八里卅二町	谷山	三十九里四町	長淵	四十六里八町	瓮津	四十二里卅四町
瑞興	三十里八町	鳳山	卅六里十六町	安岳	四十七里四町	載寧	四十里卅二町
遂安	三十八里八町	白川	十八里卅四町	信川	四十里卅二町	金川	十七里卅八町
新溪	卅九里十二町	文化	四十六里八町	長連	五十里卅四町	松禾	四十五里十二町
康翎	四十里	殷栗	四十八里卅二町	兎山	二十里十六町		
平安道							
義州	九十六里	平壤	四十八里卅二町	安州	六十四里	定州	七十八里八町
江界	百五里卅町	寧邊	六十八里十六町	昌城	九十六里	宣川	八十里卅二町
成川	六十三里四町	朔州	九十里卅四町	肅川	五十八里卅四町	龜城	七十八里八町
中和	四十四里十六町	慈山	五十九里卅二町	鐵山	八十五里十二町	龍川	八十八里
楚山	百四里	三和	五十八里卅四町	咸從	五十五里四町	祥原	五十五里四町
德川	七十二里卅二町	依川	七十二里卅二町	嘉山	六十九里十二町	郭山	七十八里八町
順川	六十二里卅四町	燕川	八十六里八町	碧潼	九十六里卅二町	雲山	七十三里卅八町
博川	六十七里卅町	渭原	百五里卅町	寧遠	七十一里四町	龍岡	五十六里卅二町
永柔	五十六里	江西	五十三里十二町	三登	五十六里卅三町	江東	五十四里八町
俄山	五十六里卅二町	順安	五十三里十二町	陽德	八十里	孟山	六十六里卅四町
泰川	七十二里	殷山	五十九里卅町	江東	五十四里八町		
江原道							
江陵	四十七里四町	原州	卅一里十二町	淮陽	卅二里卅八町	襄陽	四十八里
春川	十八里八町	鐵原	十七里卅八町	三陟	五十七里卅八町	寧越	卅六里十六町



伊川 廿四里卅二町 平海温泉七十八里八町 通川 三十九里四町 旌善 三十八里八町  
 高城 四十五里十二町 杆城 四十八里卅二町 平昌 卅二里卅二町 金城 二十町  
 蔚珍 七十一里四町 歙谷 四十一里卅八町 平康 卅二里八町 金化 十九里卅町  
 狼川 卅里十六町 洪川 十九里卅町 楊口 卅二里卅二町 麟蹄 卅二里卅二町  
 横城 卅一里十二町 安峽 十九里二十町

咸鏡道

吉州 百二十四里 咸興 六十九里卅町 永興 六十里十六町 鏡城 百四十二里八町  
 慶源 百九十五里四町 會寧 百七十二里十六町 鎮城 百八十一里十二町 殺城 百八十七里卅町  
 慶興 二百五里十二町 富寧 百五十五里八町 北青 八十九里卅八町 德源 四十九里卅八町  
 定平 六十四里 茂山 百六十四里十六町 安城 四十六里八町 三水 百廿二里十二町  
 端川 百八里 明川 百卅里八町 甲山 百十三里十二町 長津 百卅五里卅町  
 文川 五十二里十六町 高原 五十六里 洪原 八十一里卅八町 利原 九十九里四町

朝鮮に正確なる統計なし故に其の戸口歳入歳出等の事細かに知るを得ず我寛政中來聘韓人齋らす所の調査によれば當時戸口の百五十万三千三百七十四戸其田の二百零五万一千二百零七結(結とい田に一等より六等までの別ありて一等の尺十を把と云ひ十把を束と云ひ十束を負と云ひ百負を指して一結といふなり)と稱す而して其國の發

達甚はだ遅鈍なるも今の大に増加したるなるべし而して最近の調査なりと云ふを聞くに戸數二百三十五万六千二百六十七戸人口男五百三十一万二千三百二十三女五百二十一万六千六百十四人合計一千五十二万八千九百三十七人にして一方里の人口平均百二十八人四分一戸の平均四人四分六厘に當ると云ふ者あり然れども此れとても精密の統計調査によるにあらざれば其の當否を保しがたし今寛政年度の調査と稱する各道の所管並に戸口歳入兵備等を左に掲ぐべし固より事百年の前に係れば今日の調査と違ふ所多かるべきも他に據るべきものなき故之によりて以て其の概況を知るべきなり

京畿道(一に畿輔と云ふ) 三十八官

州六 監司一 都事一 判官一 城外に置く

府九 留守二 牧使三 府尹一

郡八 郡守八

都護府一、都護府八(都護府一に府使又は使道と云ふ官制の章に詳説す)







州四 府尹一 牧使三

府十一 大都護府一 都護府十

縣四十二 令四 監三十八

郡十三 守十三

驛十一 察訪十一

堡卅一 僉使五 萬戶十九 權官七

武備 左兵馬節度使 右兵馬節度使 左水軍節度使 右水軍節度使 常に水使と云

營將 營城の内にあり

營將 營城の内にあり

統制使一 中軍一

又別將十 監牧官五

居民三十八万八千六百二十九戸  
東伍五万一千二百名

水軍節度使を兼ね 統營の城の固城に在り 州府廣き所に置く

戰船五十六隻 兵船五十六隻 私號船百十二隻

田四十三萬六千四百七十七結

全羅道(又海南と云) 五十六官

州五 監司一 都事一 營將一 監營の全州にあり

府五 都護府五

郡十一 守十一

縣三十五 令五 監三十

驛六 察訪六

堡十八 僉使四 萬戶十二 權官一 監牧官五兼

武備 兵馬節度使 左水軍節度使 右水軍節度使 別將六 營將 營城の唐津にあり 全 營城の唐津にあり 全 營城の唐津にあり 州府郡廣き所に置く

居民二十八万六千五百九十八戸  
東伍三万七千三百七十七戸



朝鮮紀聞

戰船四十二隻 兵船四十二隻 私號船八十四隻  
田五十三万八千八百八十八結

江原道(江東又嶺東と云ふ) 二十六官

州一 監司一 都事一 判官一 中軍一 監營江原州に在り

府六 都護府六

郡七 守七 縣十二 令三 監九

居民六万七千十二戸

軍丁一万九千八百八十八名 八道の内江原道のみ東伍の備ふく常に百姓并に僧輩を以て平卒に充つ

田二十万三千八百二結

黃海道(又湖西と云)

州二 監司一 都事一 判官一 營將一 監營江原州に在り

府五 牧使一 兵使を兼ね 都護府五

郡八 守八 縣八 令三 監五

驛三 察訪三 堡七 僉使三 万戸四

居民十一万六千一百五十一戸

東伍一万四千六百五十九名

田二十万九千二百四十四結

平安道(又海西と云) 四十二官

監司一 都事一 判官一 庶尹一 營將一 監營江原州に在り

州四 府尹二 牧使二

府十 大都護府一 都護府九

郡十四 守十四 縣十三 令八 監五

驛二 察訪二

堡五十四 僉使廿五 万戸十五 權宮十四

武備 兵馬節度使一營 城は安州にあり 虞候一 別將四

居民二十一万八千九百九十九戸

地理略説



東伍三万七百十七名  
田十万三千八百二結

咸鏡道(又北土と云) 二十三官

監司一 都事一 判官一 營將一 監官の咸興に在り

州一 牧使一 都護府十四

府十五 大都護府一 監二

郡四 守四 縣二

驛三 察訪三 權官十五

堡四十一 僉使十一 万户十九

武備 南兵馬節度使一 處候一 北兵馬節度使一 全 營城の北青にあり 別許事一 監牧官一 別將將三

居民九万三千五百八十三戸

東伍三万七百二十五名

田三十万四千四十二結

朝鮮の寒國にして北地殊に甚しく三南の地の稍暖かなり京畿平安諸道の冬中往來を絶つこと多し江海の潮干潟等悉く凍り江流亦た氷に鎖す咸鏡道邊の十月陰曆頃より大雪降り道塗爲めに梗がり井戸の通路に網を張り置き時々雪を掃ひ水を汲むと云ふ

其二 都府

京城の京畿道に在り四方各十里朝鮮國の十里は日本の周圍四十里にして繞らずに塙を以てす其高さ二十尺餘東に駱駝山西に仁王山南に木瓦山北に北岳あり是を四山と謂ふ其四山の頂を以て城郭の限りとなし山上參軍各々一を置く城門八つあり之を八門と唱へ東西南北を以て名とす大門の外に七把と稱する所あり諸道より來る物産を市なふ場となす慶尙道より登る時の漢江を渡り十里にして東大門又南大門より入る此間人家接續し頗る繁榮なり門毎に登ること少許但大



門に各樓を設く漢江西江の二水京畿の東南西を繞り北の揚州を控へ南の廣州に對し西の坡州を帯ひ頗る要害の地なり故に此間を稱して兩江の内備と云ふ

京城より廣州へ三十里揚州へ八十里坡州へ六十里なり

國王の居城の周圍三千八百十三步堀の高さ二十尺餘とす川流を引て内堀となし其幅大約五十間石橋を架して人馬を通す城内を二分して

東關西關と稱し東の王の居る所にして平地に在り又下關と云ふ西の北岳に據り稍高し清國公使の館に充つ又上關と名づく

京城の市街を分ち東部西部南部北部中部の五とす部毎に司都事一奉事一を置き各營所を設け之を五軍門と稱す一營凡百間の郭を建つ官廳議政府等の衙廡の皆城内に散在す五部戸數凡八万戸にして大路五十六尺中路十六尺小路十一尺西方の溝各尺となす但人家の城内の固より城外の本道の瓦屋なり其餘の瓦屋葺屋交りて參差たり何洞何々

洞と稱し街衢を小別す壁への何町何小路と云ふが如し

京城に鈞鐘あり初更に撞つこと三つ之を人定と云ふ五更に又撞つこと三つ之を罷漏と云ふ二更三更四更の鼓を打ち鉦を鳴す人定の鐘を聞けば總て人の往來を禁じ隣家へも行くこと能はず若し法を犯す時の決棍の罰あり其數初更の十度二更の廿度三更の三十度四更の二十度五更の十度とす只夜中往來を許すは正月元日同十四日同十五日八月十五日十二月晦日なり夜巡兩捕廳あり裨將八軍士六十四を入組に別つ其外不時巡回の五軍門より一夜づゝ交替し又關内をも忍び巡りすることあり蓋し夜巡のもの暗號を以て互に相應答す是兵曹の令する所とす尺一尺五寸程にて響廿里に聞ゆ初め鐘を響るさき童子一人鐘入

惠民署の窮民を救ふの役所なり親類ある者の其親類へ預けて養ふはしめ獨身のもの男女の年齢に因りて婚姻せしめ老年又の支離者或



の病むるものに薬を給する等の活人署よりするなり是皆な京中のものに限る其外の地には此事なし京外のものにて京中へ入り込み乞食するものあれば捕盜廳より吟味の上京外へ追拂ふ又京外の州府にも乞食群を爲し十人廿人連立つことを許さず故に一人又の二人づゝ時々人家に就て食を乞ふのみと云ふ

京城の地の水頗る良し處々に井を掘り河水も亦た流れ清し或は水庫を設け官吏を置き之を守らしむ寒中に氷を地中に掘埋め夏季に至り之を掘出し魚類を漬し腐敗を防ぎ又飲用に充つるときは解けたる氷を砂漉とす王宮の用の勿論中等以上の家の戸毎に氷を貯ふ

京中商家の何れも二階にて店頭には織物及雜具を列す諸品共に貸賣すること稀なり中に之を爲すものあれば總て七月十二月兩度を以て其勘定を決算す其外小商人の諸品を携へ路次を行賣し老女の饅を製し家々に持廻りて之を賣る

平市署の市中升秤賣買の事を掌る役所なり市中に質屋業なし然れども富める者の錢を貯へ置き大錢百文に付一ヶ月に大錢五文づゝの歩合を取りて之を貸す若し是より高き歩合を取るものは忽ち罰せらる郷村に至りては百文に付一日に一文づゝの歩合を取るもあり何れも相對貸借にて田地家屋衣類器械等を預るなり又炭薪の類は近村より牛に駄し來りて之を賣り其價至て高し大錢を云ふ朝

京中の山々より流下る川水の東大門の側を通じ漢江に落つ總て京城の内の地勢稍々高くして洪水の患なく東大門の側に水門五つあり其水の落る所の皆を鐵柵を設けて人の潛行を防ぐ

星臺の高さ二丈許にして京城の内に在り天文を見るの所あり觀象官領事以下五品まで甘貝ありと云ふ此所より出す曆にして若し北京の曆に違ふときは其官の遠嶋の刑に處せらる總て曆は北京より少許を取來り朝鮮曆に其の與に曆師の名を記す又此所より不時の天變を



奏し皇曆使亦此より出つ

八道の路程京城より東の江原道の襄陽に五百里西の京畿道の仁川に七十里南の慶尙道の泗川に八百六十里北の平安道の渭原に一千三里又東部の慶尙道の東萊に九百四十里西部の平安道の義州に一千一百里南部の全羅道の海南に八百八十里北部の咸鏡道の慶興に二千四百里

平壤 京城に次ぐの都會を平壤と爲す平壤の上世箕子の都せし所山を拓き城を築き頗る形勝要害の地なり而して東の大同江の長流に臨み西北の平安道の沃野を控え江を隔て、東の黃州より遙かに京城に通じ北の順安肅川を経て義州より清國往來の衝に當り天然水陸の便を占む故に商業の殷賑なる戸口の稠密なる多く京城に下らず箕子創業以來數多の世變を閱みし高麗の時に及て太祖亦此に都し成都と稱す成宗の朝に至り城を石造に改め李氏起るに及び亦之を修め實に北

方の要鎮たり平安道の監司の此に居る

現今平壤を分ちて内城中城外城東北城の四區と爲す内城周圍殆ど二里許通するに五門を設く東方にあるもの二、一を大同門と云ひ一を長慶門と云ふ南方にあるを朱雀門と云ひ西方にあるを靜海門と云ひ北方にあるを七星門と名く中城の本城の西南に属し明の天啓中本城の幅員を改縮し餘す所の舊跡に係る幅員大凡十里其五分の一に居る元來含徳正陽普通景昌の四門ありしが現時三門皆廢頽して僅かに景昌の一門を存す外城の又た其西南にあり朱雀門の東より起り大同江に沿ふて壁を築き西方西山の下に至り普通江西北より來りて之れを劃し幅員大凡方十里平坦にして盤の如く實に箕子井田の遺制として今に存す

東北城の長慶門より起り江に沿ひ牡丹臺の高丘を抱きて乙密臺に接し周圍大凡十五六丁是れ壬辰役築きて日本軍を防ぐに供したるもの



と云ふ

一府戸數幾んど二万其城内に在るもの三千七百戸大抵皆瓦屋なり城外に在る一戸五六千戸の概ね茅屋にして甚だ卑陋なるも朝鮮各地の他の市街に比すれば寧ろ宏壯と稱すべきものとす城内市街の其東南部を占め街衢方正恰かも碁盤の目の如し百貨此に輻輳し喧囂雜沓慶尙道の大邱府と共に國中の最繁華地と稱せらる蓋し關西の大都會黃海平安二道の需用の概ね此地に仰ぐによる

朝 鮮 紀 事

府の東北方の地勢漸く高く老松林を爲すもの方三四丁所謂乙密臺の其北端に斗出す臺の西松楡鬱鬱として日光を蔽ふものを兎山と稱し箕子の墓の此に在り官令して嚴に伐木を禁するによる朝鮮の地概して森林少き故老樹の森茂する此の如き甚だ稀なり  
監督の中央部即ち府の北端に位し地基高燥全府を下瞰す大同館の大  
同門の西丁餘の所にあり輪奐の美關西第一と稱す其他府庫倉廩吏房

都

將應兵營等其數甚だ多く又鑄錢所ありて錢貨を鑄造す其結構皆壯大なり一城の形勢の東西に狭く南北に長く又北方に高くして南方に卑く其狀行舟の如し城内水少く井を穿つも皆礦氣を含む故に井を掘る者少なく多くは江水を用ふ要するに平壤の地勢の大同江を東南に控え普通江を西に繞らし丘陵一面北方に峙ち山河襟帶の好位地を有する自然の要害なり

府

開城府も亦舊都にして一に松都と稱す京畿道中臨津江の北四里にある所の一都會なり高麗王の四百年間此地に都す其地勢北方の松岳山に據り西南の龍脊山及進鳳山に對し東南一面廣野に臨む廣袤の東西に短く南北に長く堞壁環繞し松岳を抱きて半月狀を爲し周回凡そ三里と稱す家屋の城の内外に櫛比し其内に在る者幅員大約東西八丁南北五丁其外に在る者幅員東西十四五丁南北六丁許街衢脩直にして碁局の如し戸數の内外を合せて凡そ一万九千戸其城内にあるもの十



の四城外に在るもの十の六とす家屋の構造ハ瓦屋少なく茅屋多きも都雅修麗なるハ遙かに平壤の右に出づ而して百貨の集散車馬の輻輳亦平壤の下に出でず此地の所産中人蔘と油紙とハ全國に冠たり入道到る所に行はれ開城産として貴ばる  
城の西北に滿月臺あり一に之を仰面長阪と云ふ高麗宮殿の遺跡なり臺ハ松岳の麓に據る丘陵にして廣袤ハ南北二丁半東西一丁餘四方石垣を繞らし階礎磴級依然として存す臺の東北松岳の半腹より麓に至るまで樹木密茂大抵皆栗林なり此邊泉石幽絶最も景勝を以て顯はる又所々に花卉を植ゑ花時の風景甚だ美なり蓋し前朝の盛時に多く力を用ひて之を成せるものあるべし  
府城西門の外に反壽山あり高麗王陵墓の在る所其北一小嶺を踰れば靑石洞と云ふ長谷十餘里屈曲して壁立すること千仞大溪其間より瀉出す北來の敵を防ぐにハ天險の要害なり往昔清人の此國を襲ふや此

に至りて大に畏れ迂路を取て去りしと云ふ府治ハ城の西南方に位し結構壯麗あり他の吏房皆之に準じ其餘府庫官邸甚だ多し要之に開城府の地勢ハ半面山を負ひ半面平地を劃し西來大路の衢に當り西ハ午正門嶺を扼し南ハ龍首進風の諸山を控え京城の爲に敵を防ぐにハ無上の要害なり

其三 開港場

現時朝鮮の開港場ハ三にして一を釜山と云ひ二を仁川と云ひ三を元山と爲す

釜山港ハ慶尙道の東南角にあり北緯三十五度六分東經百二十九度三分に位し日本の對島と相距る纔かに十七海里許とす故に快晴の日ハ遙かに炊烟を望むといふ其地の日本と通商を爲すに至りしハ由來久しきも之を開港場と定めたるハ一千八百七十六年(明治九年)にして後ち千八百八十三年に至り始めて英米佛等の各國と互市を通するに至



れり  
 本港の四方凡そ二十里の大灣にして龍臺冬柏島と對峙し自然に港を爲して東南に向ふ門の濶さ大凡十四里にして五六の島嶼其傍に散在し門を過れば右を龍塘と爲し左を絶影島とす而して其周圍大約八里東西に短く南北に長く船艦常に此間に出入す其西岸の海峽の水深甚だ浅く吃水深き船舶の航通するを得ず故に汽船軍艦の大なるもの悉く東方より入るなり而して灣勢北に極まる所を釜山鎮と爲す此所に水軍巨鎮の營ありて僉節制之に治たり東西山に據りて城廓を環らし石を疊みて壁と爲し海水を引て甌瀆とす周回凡そ三里餘城の四周の人家稠密商工群集して貿易甚だ盛んなり  
 鎮の東を開雲浦と曰ひ豆毛浦と云ひ又其東を草梁と云ひ岬梁の東を大東館と爲す國王の璽牌を安置す大東館の東に雙岡あり之を踰れば日本居留地あり居留地の北に烽臺山を負ひ南絶影島に對す廣袤大約

十萬餘坪中央に一山あり龍首山と云ふ高さ凡そ百五十尺上に翠平辨天の社あり龍首山の一脈東岸に突起するものを龍尾山と云ふ高さ七十尺許四方の山は皆樹木稀に赧く山骨を現はせども獨り此の二丘の老松蒼鬱として茂り自ら區別を爲す二丘の間は即ち日本居留地の市街にして俗に之を東館と稱し地を二區に分つ第一區を本町常盤町琴平町辨天町とし第二區を入江町幸町とす一溝水あり櫻川と名く龍首の腦後より出て二區の間を劃流し龍尾の後麓を繞りて海に入る日本領事廳の龍首の半腹常盤町の上にあり醫院の其下にあり海關の本町の尾にあり其前を船滄とす其他學校警察署より料理店諸問屋遊廓まで悉く備はり區劃方正にして頗る清潔あり龍尾の頂上に加藤清正の社あり社畔に一亭あり晃朗臺と稱す荆棘を拓き礪礪を平け以て遊園と爲す之を祥風園と稱す眺望最も佳なり櫻川の一逕松櫻之を挾み花時の風景殊に賞すべし



仁川の京畿道の西海岸に臨める良港にして仁川府の管轄に属し北緯三十七度二十八分東經百二十六度三十七分に位す人口凡そ二千餘人地勢の南方大部小部等の數島を以て蔽ひ西の永宗島以南の一島を以て遮り東の即ち陸地にして北の月尾島海峡を以て漢江に通ず此地數年前までの唯だ寂寥たる漁村蟹戸に過ぎざりしが現今の堅牢なる許多の家屋を建築し漸く一の市街を成す仁川府城の本港を距る凡そ十里にして府使此に駐紮す政府近年武備を講し濟物浦頭より江華嶼に至るの間砲臺を築くと六所其内四所の明治十三年の築造に係る本港の貿易の當初甚だ盛んならざりしが明治二十年以來大に歩を進め今の著しく増加を見る是れ其の位地水陸ともに京城の咽喉に當るに因る故に外人の來住し且つ商品の輻輳すること他の元山釜山の二港の上に出で今後益ます發達すべきものとす

灣の東岸最北岬頭を外國人居留地とす東北丘陵を負ひ西南海灣に枕

み人家の小丘の緩斜形を繞り英清露獨と順次西北より東南に亘る日本居留地の其中央ある露清の間を占め區域も亦廣し戸數三百餘人口三千に上る領事館小學校商法會議所等あり居留地の東角山腹に朝鮮監理署あり其背後の丘陵を越れば則ち朝鮮市街にして戸數二百許飲食店雜貨店旅店等多し

元山津の咸鏡道の南隅德源灣内にある一港にして全國中最も樞要の地たり元來朝鮮の北西海岸は港灣出沒して犬牙の如く到る所開港と爲すに適するも東南日本海に面する所は概して港灣少なく錨泊に適する所少なし然るに德源灣の灣口大約五海里灣の南端に突出せる岬を葛麻浦と云ひ其西沙洲一帶本土に連れる端の即ち元山津なり此地の北方に通ずる要衝に當り恰も釜山港と露領浦潮須德港との中央に位し一千八百八十年始めて日韓兩國の條約によりて開きたる通商港なり其後千八百八十三年に至り各國商賈亦來りて互市すること



なれり  
 其地勢の葛麻浦を以て東南を塞ぎ徳源安邊の諸山を以て西南を蔽ふ  
 唯だ北方のみ稍や空濶にして文門地方の諸山遠く烟波を隔て、指點  
 すべく眺望頗る佳なり市街は徳源灣の南岸に在りて戸數凡そ二千許  
 人口凡そ一万餘とす家屋は概ね矮陋にして瓦屋の僅に其六分の一に  
 居る其他人民の生計程度他の西北地方に比して遙に下るを卜知す  
 るに足る道路の幅十二尺乃至十尺にして市街を貫通し數多の小徑之  
 を横斷す之を釜山東萊等の道路に比すれば稍や修整なり唯だ民家の  
 多數の家猪を飼養し爲に糞穢路傍に散布し不潔甚はだし然れども百  
 貨輻輳して商業甚はだ盛んあり今後露領西比利大鐵道の成るに及ば  
 ず本港の繁昌の更に大に發達するものあるべし

其四 河 流

朝鮮の地勢の東北方に山嶽多く西南地方の漸やく傾斜するが故に

川流の多く南西流して黃海に注ぐ其の重なる河川の鴨綠江大同江漢  
 江洛東江及び豆滿江とす之を五大江と云ふ此他に平安道の清川江忠  
 清道の錦江全羅道の榮山江及蟾江を加へて九大江とも云ふ就中大同  
 江洛東江鴨綠江の三川は日本に於ても比類稀なる大河なり其の大船  
 巨舶を泛ぶるに足るもの此の九江の外にあらす其他京畿道の臨津  
 江江原道の照陽江忠清道の鵝川達川全羅道の泗水江等數多の河流あ  
 りて舟楫の利を助け灌漑の便に供す然れども隄防の方備はらず又山  
 岳に森林少なき故霖雨あれば忽ち洪水氾濫し田野に漲溢して民生を  
 害すること多し今粗は五大江の梗概を説くべし

漢江 京畿道にあり其水源の二にして一は遠く江原道の金剛山より  
 發し一は江原道の五臺山より發す共に西流して驪州の嵯峨山の南に  
 至り二流合して一となり東南に折れ嶺東湖西畿輔三州の諸川流を集  
 め京城の東南に至りて愈いよ大となり更に徳積山の南に至り臨津江



と會し西流して金浦を横斷し通津の文珠山の北岸を環り又西南に轉して甲申浦と爲り遂に江華灣に注ぎて漢江口と爲る此河の東南より西北に流れ透迤四百餘里を經過し斜めに國內を横截す水勢緩漫河底甚だ深く商船漁舟常に往來して京畿の民之が澤を被むるもの多し仁川港より漢江を遡り龍山上陸すれば一里にして京城南大門に達すべし仁川龍山間に小蒸汽船を往復するを得  
洛東江の慶尙道金海府に注ぐ大河にして源を北方遠く太白山の絶頂なる黃池天成の大澤より發し南流して禮安に至り東折して西安東府を環り南龍宮咸昌の界を過ぎ靈鷲山の南麓に於て東折し南江と會同して東の方金海府の内海に注ぐ川勢屈曲して國の中央を貫き爲に慶尙道を左右に分つ水程凡そ五百里舟楫常に往來して運輸に便ず而して河口より滅埃津守山津を経て上流五十里にある尙州の洛東津まで川幅廣さ一里狭さ二丁深さ十二尋より五尺許又或る部分の

僅に二三尺に過ぎざる所あり淺深均しからず故に大船の三浪津中船の大邱の沙門津より上流に遡るを得ず唯だ小舟のみ洛東津に達するを得るも沙門洛東間の深淺不定にして降雨なきとき船を行かたし  
豆満江の源を白頭山に發し國境に沿ひ曲折透迤東北に向て流下すること六百餘里滿州及び道内の法丹魚淵等の諸川流を集めて大河と爲り穩城に至り漸く東西に折れ殆んど半圓形を爲し又流瀉すること二百餘里にして終に日本海に注ぐ其の深淺廣狹固より一定ならざるも概して之を言へば穩城以西の淺狹にして慶源以東の深廣なり而して慶興の前面に在りて河幅四町乃至六町にして所々洲渚を爲し水深二尋乃至四尋なり鐘城近傍に至りて河幅稍や狭く二町乃至四町淺灘多し江底の砂白くして水質甚だ純良なり其の海に注ぐ所一大島あり鹿島と呼ぶ其の南方海水陸地に灣入する所を造山浦と云ひ水營



のある所にして古來有名の津浦あり船舶常に碇泊し百貨輻輳せり然れども冬季の江海氷結して船舶の出入する能はず

大同江の黄海道と平安道の境を流る、大河にして源を劔山より發し山岳重疊の間を繞り過ぐる所の諸溪流を集め西南に流れ青雲山及大城山の東南に沿ひ水勢益ます大に江東縣に至り陽德孟山二縣の水と合し南境に至り更に西折して平壤に流れ浮碧樓の前に於て始めて大同江と爲り黄海に注ぐ長さ凡そ五百里江口の幅凡そ五里なり江底水深くして上流鐵島の邊まで大艦巨船を入るべし北岸に貴林申わり水營の設あり南岸も長林あり廣さ十餘里官樵牧を禁す故に樹木繁茂す朝鮮國內稀に見る所とす江口の以て開港地と爲すに適す

鴨綠江の朝鮮と支那領滿州とを限る所の天江にして源を白頭山より發し曲折逶迤平安道の西北境に沿ふて流れ江界府の邊より昌城府の邊に至りて河流大に水勢急と爲り義州の西に至り分れて又合し終

に黄海に注ぐ奔流千有餘里幅五里乃至八里深二尋乃至五尋より濁流滾々黒浪を捲き勢極めて駛く河中所々に暗礁あり航路に熟する者にあらされバ容易に舟を行るべからず而して邊岸際巖絶壁一帶宛然天壑を爲し西岸常に夷にして東岸毎に險なり其の夷所に鎮堡關寨を設け沿江千餘里の間江界渭原梵山碧潼昌城朔州義州の七邑に通じ二十八の堡鎮を列ねて以て外敵に備ふ水中に成化島あり往時李成瑄の朝鮮を一統するや軍を此所まで進め此島に次して回したりと云ふ

其五 山 岳

此國の地勢の一体に山岳多く殊に東濱より北境に亘りて數多の峰巒廻繞せり其北方滿州の境界に立つもの白頭山と云ひ國中の最高山なり長白山小白山の皆是より山脈を分ち北東濱に蜿蜒し最高八千一百十四尺に及び漸く東南に下るに従ひ其高度を減じ六千三百尺乃至五千尺と爲り黄海の濱に至りて盡く今諸道中の大なるものを擧れ



ハ慶尙道の鳥嶺山、大白山、小白山、俗離山、知異山、伽倻山、忠清道の金剛山、鐵嶺、五臺山、登雲山、白岩山、黃海道の高達山、首陽山、青陽山、咸鏡道の長白山、白頭山、五峯山、平安道の青山、西陽山、延平山、天摩山、狼林山、劍山等の最も著はる其他尙は高山峻嶺多し而して此等諸山の概ね岩石より成り秃山多し唯だ北方に樹林の森鬱たるものあり全國火山なし然れども温泉の湧出する所往々に之あり火脈の地下に通ずるを知る

白頭山の頂上白岩あり雪の如し而して毎年九月(陰曆)より三月まで積雪峯に絶へず故に其名あり其山麓の三百里に蟠まり山勢南に面して全國を懐くが如し白頭山に次ぐ高山を濟州嶋の漢拏山とす北に面して遙に白頭山に對す白頭山より落る水の鴨綠江、黒龍江、豆滿江に入る豆滿江の白頭山の背後より出るなり故に此山を以て露西亞領黒龍江沿岸州と支那領滿州と朝鮮との三國を別つなり

全羅道錦山の内に徳裕山あり又京畿道に寶蓋山あり此の兩山を稱し

て敵山といふ逆臣の此山に於て刑を行ふ故に之を名つくと

山岳の景勝國中第一と稱するハ江原道通川の金剛山なり山に入洞あり岩石の形自ら佛體をなし溪水隠見し亭子蕭疎として風景畫くが如し入洞といハ長安寺、晋徳窟、内圓通、羽化洞、靈源洞、百花洞、萬瀑洞、般巷洞、是れあり洞中に釋迦峯、觀音峯、地藏峯と云ふの類あり禪庵の設け處々に散見す又靈源洞に白馬峯あり其形ち人の白馬に乗たるが如し又罪人峯、地獄門等あり般庵洞に烏喙泉あり往昔此洞中に水なかりしが烏あり嘴を以て巨巖の半腹を喙みしに清泉忽ち混々として其喙痕より出てたりと言ひ傳ふ又た往昔世祖の金剛山に詣り法體に歸したりと云へり

江原道の概して景勝に富めるを以て隠人逸士の多く此間を徜徉す關東八景も同道にあり風光明媚を以て著はる所謂八景の左の如し

蔚珍の來陽亭

越邊日出の景殊に佳なり



平海の月光亭

前まへに小島數多あり月の如ごとく昇ある

三陟の行雪樓

樓ろう石せきを前まへに廻めぐり其その景けい頗おる水みづ流ながれ落おちて

江陵の定包臺

紅こう雨うの景けい上うに佳よき夕ゆふ陽ひの景けい更さらに佳よし

襄陽の落山臺

又また水みづ流ながり下くだり多おほき夕ゆふ陽ひの景けい更さらに佳よし

杆城の清間亭

池いけ谷や中ちゆうに水みづ多おほき流ながる

高城の三日浦

春はる風かぜ日ひ出い秋あき月つき出い浦うら中ちゆうの景けいに映うつす

通川の籠石亭

天あま奇き岩いわの怪かい松しょう園えん互あひに相あ映うつか如ごとく一いつ幅はく

平安道平壤の内に大洞と稱する水あり春秋樓船の遊をあすの地にし

て頗る有名の所なり

漢江の京畿江原忠清の諸川流會集し利川に涯り潮の満干に隨ひ水派

を見るべく尤も壯觀なり

京城の北十里に瀑布あり潮溪といふ其高さ三丈許なり然れども瀑布

の近傍平地に乏しく亭子を設くるの場處あり其川流に傍ひて歲時遊

人多く集まり或の舟遊をなし又の河邊に憩ひ夏天の林下に就き席を設けて暑を避く

其六 島 嶼

朝鮮の元來半島國あり故に其の周圍に又無數の島嶼あり殊に西南に多し島嶼中の大なるは全羅道の濟州島慶尙道の南海島及巨濟島なり之を三嶼と稱す口碑によれば上古濟州島を耽羅國と稱し別に一國を爲したりしが朝鮮の爲に亡されたり當初耽羅國に未だ人類の在らざりしとき漢拏山の毛興穴と云ふ所に神靈降り神人三人を化生す其神を高乙郡良乙郡夫乙郡と云ふと其事荒唐無稽なるも上古史の傳ふる所の皆此の如きに過ぎず去れば毛興穴の今も尙ほ神靈降下の古跡と稱し人の尋ね訪ふ者多く島中に高良夫の三姓所々に住す

濟州嶋の長さ凡そ三百里横百里京城より水路九百里と稱す嶋内に判官一監二を置く濟州府より大靜郡まで一百又旌義郡まで百四十里







東萊より	蘇山驛まで三十里	東萊梁山の間を云ふ
蘇山驛より	休山驛まで三十里	梁山の内
休山驛より	黄山驛まで五十里	梁山密陽の間、伽倻川五里の渡あり
黄山驛より	龍駕驛まで四十里	密陽の内
龍駕驛より	榆川驛まで二十里	密陽清道の間
榆川驛より	省峴驛まで三十里	清道の内
省峴驛より	慶山驛まで四十里	
慶山驛より	凡於驛まで五十里	<small>大丘の内、琴湖川七十餘歩の渡しあり</small>
凡於驛より	高平驛まで五十里	大丘仁同の間
高平驛より	仁同驛まで五十里	添津川百歩の渡しあり
仁同驛より	延香驛まで四十里	善山の間
延香驛より	洛元驛まで七十里	尙州の間
洛元驛より	德通驛まで五十里	咸昌の内
德通驛より	幽谷驛まで二十里	<small>開慶の内、鳥嶺山あり高さ凡そ十五里頂に城二あり、巖城草谷城と云ふ南方第一の要害なり</small>

幽谷驛より	安保驛まで六十里	聞慶忠州の間
安保驛より	月乃驛まで七十里	忠州の内、達川あり凡五十歩
月乃驛より	喜興驛まで五十里	忠州陰竹の間
喜興驛より	陰竹驛まで五十里	
陰竹驛より	利川驛まで卅五里	
利川驛より	慶安驛まで四十里	利川の内、廣州の内
慶安驛より	德豊驛まで五十里	廣州の内
德豊驛より	京城まで十五里	

右德豊驛より京城の間に、漢江の渡あり舟路百餘歩冬の江水悉く氷り歩行にて其上を渡る可し水淺き處の氷厚く水深處の氷薄し行旅の誤りて洶氷を踏むことを恐れ豫め標木を立て、行路を示す處々の川渡し皆な是の如しと云又道中本筋の道幅凡そ九尺並木なく暑中の甚だ困難なりと多く二三百歩の内村家あり酒店等に休みて熱を避く



旅籠屋の驛毎にありて宿泊に便なり

驛程公費

大程二十結 中路十五結 小路五結 急走五十頁 大馬七結 上馬五結 中馬五十結

小馬四結 駄馬大渡五十結 中渡七結 小渡五十結

右何れも田地を興へをき 站院津夫等の備とし 馬牌草料を示して 徴發

し其費の官より之を辨す 一箇人往來に 是亦渡場などに極りたる 賃

錢ありと云ふ

馬牌の尙瑞院役所なり 出すより出し 驛所毎に之を示し 繼立をなすもの

とす 觀察使を初め 其外文官の何れも 其職に應じ 差あれども 往復共に

驛馬を給す 武官に 公用にても 馬牌を興へず 是れ武官の必ず 自身に

馬一匹を飼ひ置くべき 定なれば なり 其馬牌の銅を 薄く延べ 凡五六寸

の圓形に造り 表に 官の印を捺し 裏に 馬何匹 何道何地と記す 渡船

も亦同じく 是を以て 引合するなり

公用に付 官吏諸方に出づる時 官より 宿料を興る 符記を 草料と云ひ 是亦尙瑞院より 出づ 何役從者 何人 何道 何郡まで 往來の由を記す

東萊より 京城までの 里程 九百四十里 十二日 道中とする 表向の 道程

にて 一日 路を 八十里に 積りたる なり 尤も 驛馬の 出方 速かならず 又 啓

聞等 差立も 驛所より 驛所へ 繼送るに 付き 蓋し 此の 日數を 要する なら

ん 通常人 一日 行程 凡 百里とす 道中 行厨を 携へず 濁酒を 飲み 飢を 凌

ぐ 習慣なり

驛遞の 繼立に 把撥と云ふもの あり 此れ 我國にて 舊時の 早追のこと

にて 朝鮮に 北方 義州 支那の 境より 時々ある 故 驛毎に 此人 馬の 備

あり 事ある とき 驛外に 馬を 牽出し 待受て 漸次 繼ぎ送る なり 早追の

人の 總身を 木綿にて 緊く 巻き 義州より 京城まで 一千 百里を 廿四時

八時間 四十に 達すと云ふ 又 飛脚を 歩撥と云ひ 近き 所へ 飛脚を 出すとき

腕を 緊禁して 封を なせ 道にて 滯らず 何地にても 之を 追立る あり



船路の慶尙道金海より尙州の内洛東まで五百二十里洛東より陸地八十里を経て忠清道延豊の内より又川に浮び京畿道の漢江まで三百三十里なり又漢江より王城へ三里とす

金海の諸方よりの船舶皆此處に來り川船を借りて沂る即川口の湊なり金海より川下凡卅里あり處々洲渚をなし水勢に隨て變化を來す故に川船の形常の船より淺く且廣く造るなり楫數至て少なく棹を用うる所多し若し水勢少きとき船を通じがたきことあり此川兩口をなし上の多太浦下の安骨浦に分れ其間四十里を隔つ又金海より内五十里の處に昌原の内馬山浦と云ふ所あり嶺南海南の貢米其外諸品献上の品を此地に廻漕し之を請取るに大丘の判官并に内裨將昌原の府使立合ふなり此浦に官の倉庫數棟あり其他鹽商の船等多く此港に集り朝鮮の港灣中に於て此地の第一の繁華なり

新草梁館所より多太浦 三十里 天城加德島玉浦百三十里知世浦 百八十里

盜賊浦二百二十里機張七十里

巨濟嶼より陸路釜山に抵るとき凡三日路なれども金海より船に乗れり直線に達すべし尤公用にて通行するとき各所にて繼送する爲め少々づゝ時を費すなり又巨濟より統營の間大船の通行すること留防と云ふ船改所にて取調ふる故大船の巨濟の沖を通るを常とす又閑山嶼と云ふ小嶼巨濟島の内にあり

王室 並に支那朝貢

朝鮮の古來君主專制の政體を以て因襲し國王の國家の全權を握有し其身の完全無瑕ある神聖と爲し國民一般に甚はだ之を尊敬す而して國王の古來年々朝貢使を支那に送り其正朔を奉す故に其位に即くや名を支那帝に受るを常とす然れども其名の生前に稱することなく死後始めて諡して之を稱し生前に單に王と稱するのみ

王の父を大君といふ大君及宗室の皆な別宮に居る而して王妃も世子



を生めバ別宮に移さる親屬の親等を算するに上下共に寸を以てし  
 譬へバ叔父を三寸と云ひ從弟を四寸と云ふ恰かも日本にて二等親三  
 等親と云ふが如し而して一寸二寸の親にわたり十寸に至れば親類の  
 部分を外づるゝ故に王姓にても九寸外の臣下に列す異姓の六寸まで  
 を極とす王妃の古來忠臣又の舊家より迎ふるを例とす  
 國王身上の事の古來日々之を記録し筐裡に収め首相の印を捺して嚴  
 に之を封じ再たび之を開くことを禁じ外箱にも亦重臣之に連印す凡  
 そ之を記するの春秋館の總領一品の官の管とる所なり故に最も正直  
 の人を選びて之に充つ而して宮人出入等の小事まですべて此館に報  
 じ記録の料に供するを例とす  
 宮闕の白岳山麓に在り周回半里繞らすに石堀を以てし一溝其中を横  
 流す正面光化門の内には武將二人の像を畫く門を去る十歩にして左  
 右に花崗石もて刻みたる大獅子を安んず其狀我社殿の前ある高麗狗

の如し六曹の官衙及親軍の兵營天文地理を司るの官衙の光化門前の  
 大路に軒を並べて列なる  
 宮闕内に數多の殿閣あり國王の御座所を大殿と云ひ闕の中央に在  
 り興福殿とも云ふ二十餘人の内官其側に侍す王大妃殿の一に壽慶殿  
 と云ひ今王より三代の上憲宗體健王の妃金氏の坐所にして闕の右邊  
 静閑の地にあり四五人の内官と十餘人の宮女内外に侍す中宮殿の王  
 妃の居る所殿の唯だ名のみにして王妃の常に王宮に居る宮女數名之  
 に侍す世子宮の世子の居る所なるも別に名を命せず嬪宮の世子の妃  
 の居る所にして多慶閣と名け亦數名の宮女之に侍す勤政殿の國家慶  
 事あるとき祝賀の禮を行ふ所にして又科擧乃ち官吏登用試験も此所  
 に於て行ふなり又國王避暑の殿閣を慶會樓と名け闕の右邊大池の傍  
 に築き六十九の石柱を以て建て其長さ各二十尺二層樓を爲して池水  
 に臨み樓臺幽邃庭榭都雅頗ぶる賞するに足る又西洋風の一建築あり



遊燕の場に供す露國技師の設計に成るといふ其他乾晴宮、交泰殿、萬和堂、紫微堂、康寧殿、思政殿等の宮殿相列なる  
 闕内に四太門あり前を光化門、後を神武門、左を建春門、右を迎秋門と爲す其他の小門に興禮門、維化門、勤政門、思政門、廣利門、弘禮門、壽仁門、日接門等ありて各宮殿の通用門たり日接門の外國使臣謁見の時外國使臣の通用するのみにて他の通行を禁ず壽仁門の大殿乃ち興福殿の前門なり  
 闕外に即ち五軍の營あり其他諸官廳門の内外に列し闕内に承政院、兵曹、內醫院の類及五六の寺院あり闕内の出入の標信とて通行券を兵曹より出し不時の開門に左符といふ標信を發す亦兵曹宣傳官之を管す又通符あり城中夜間巡廻の時之を携へて諸門を通す門の開閉の朝夕鐘を打て之を爲し夜間の鎖鑰を施して通行を禁ず鎖鑰の政院より司鑰の吏に下して之を鎖さしむ

政院の闕内に置き國王を補佐するの衙門にて都承旨之を統べ左右承旨と左右副承旨及び副旨の六人之に居る(此事の後に官制の章に詳述すべし)承旨の名の王の旨を受け諸般の勅令を頒布し百官の能否、地方官政務の良否等を視察して國王に奏する所なり故に晝夜各番に政院に宿直す  
 王日々の勤務の毎日詰旦寢室を出で盥嗽を了へ内殿に赴き兩親に見えて安否を候ひ然る後外殿に出で、政を聽く此時朝臣の承政院及び各道より政況を報ずる所の狀啓並に京城中の庶吏より奉る所の冊記又ハ吏曹兵曹より奉る所の冊記を覽又兩班官吏の任免黜陟に關する諸記録を見て之を決斷するなり  
 日夜王の側に侍する内官の定りたる職務なきも其權勢甚だ大に往々大臣を凌ぐ其長を知事と云ひ同知僉知長番郎廳等逐次之に屬し古の所謂官宦にして宮闕内の腐敗の多く之より發すると古今の史上に明



かちり宮女の市井商賈の女八九歳ある時に願ひによりて之を採り漸く長じて宮女と爲すなり其の才色双美なる者の進みて尙宮と名くる官に陞るを得尙宮の威權の甚だ大にて大臣内官も之を屈する能はず然れども尙宮の畢生夫に配する能はず故に色褪め香衰へれば亦秋風落莫の感に堪へざるあり

王の食の大闕内ある水凍間及菜所に於て之を調ふ而して内官宮女の中より選任して之を司らしめ米の全國中の最精を選み肉の主として牛肉を用ゐる御食事の毎日五穀の飯を五膳づゝ同様に仕立て、之を供し餐餘の内官宮女之を受くるなり若し歳の十月雷聲を聞けば王の食一碗を減す是れ時に非ずして雷聲を聞くの天の怒りなりとて恐れて之を慎しむなりとぞ又王の食時の一人にて他に陪食を賜ふとなく外國の使臣を饗するにも内官に命じて食物を贈るのみ其時に一尺五寸横七寸の紅唐紙に李字を大書したる王の名刺を添て贈るなり

王の侍醫の大闕内に藥房と名くる一衙門ありて都提調之に長たり提調二人醫官十人之に隸す都提調の大臣之を兼ね提調の判書たる者多く之を兼ね醫官の國中の名醫を選み任じ各員各番晝夜宿直し毎五日に國王王妃世子の容態を診察し異狀あれば直ちに藥を進む而して王妃を診する時に親しく其手を王妃に觸るゝなく固く房門を鎖し醫官の門外にありて王妃の脈動く所に糸を繫け門隙より門外に通し其糸によりて以て脈を察せしむ所謂糸脈なるものなり是れ朝鮮の俗婦女の男子に面するを禁ずるによる

國王女あれば王妃の出を公主と云ひ妾腹なれば翁主と云ふ公主翁主とも其婿の諸大臣中門地高く才學卓れたる者を選びて之を嫁す王女の婿の駙馬と稱し政府諸大臣の次列に在り

國王亦時に訴を聞く通常訴訟の京中にて其主掌官に訴へ他の觀察使に訴へ若し尙ほ冤抑あれば司憲府に訴へ司憲府も之を採用せざる



とき國王舉動の時路傍に俯伏し申聞鼓を打て之を通訴す然る時  
 王の宮中に還りて之を糾問し不正の事あれ訴る者を死刑に處す宛  
 抑どの子孫の父祖の爲にし妻の爲にし弟の爲にし是を稱し  
 て四件と云ふ子にして我親の人に害せられ又の人に困められたる等  
 を訴るなり是れ何れも同く冤横を伸ばすに由る  
 舉動の國王の郊外に臨幸するを云ふ是れ多くの先王の陵墓に謁す  
 るが爲にす陵の遠き處ハ八九十里(朝鮮國の四十里は日本に當る)なり故に一  
 夜他に宿することあり其時は護軍法を以て行營を警衛す其總軍一万  
 五千人許にして其外處々に守兵を置く王與ハ一様の者二ツあり人を  
 して王の何れに駕するかを知らしめず護軍行とき先を先とし還ると  
 きの後を先とし前後の備皆な同じ輿の前に馬五匹を並へ飾り鞍を置  
 き又肥たる馬を擇ひ龍大旗を負はしむ其旗の大き十疊許あり繩を四  
 方に張りて之を引く又紅色の旗數竿を建つ樂聲緩く奏し五軍の將紅

旗を以て令を傳ふ若し事急なる時ハ令箭を以て令をなすあり沿道及  
 び諸小路に至るまでも守軍あり市街ハ門戸を鎖し往來を止め各戸の  
 主ハ簷前に平伏し其側に箒塵取を置くを例とす舉動ハ三年に一度な  
 ることあり又十年に一度あることありて定らずと云ふ此外唐使の出  
 迎又ハ觀兵等の爲に舉動の事あり此時にハ諸軍皆杖を啣む  
 陵墓ハ白土にて之を塗り青瓦を以て其上を葺き凡そ方三十間許とす  
 奉常寺之を管理し年回等の事を考へて之を奏上す陵墓にハ石門あり  
 其内ハ高く土を盛り雨露を覆はず陵毎に紅箭門と名くるものあり丸  
 木を以て高く立て扉なくして其上にハ透格子の如きものを設く各陵  
 とも令直長別檢奉事參事等の守護官を置く  
 王を葬るにハ棺槨の外を平石にて四方を圍ひ又平石を以て其上を覆  
 ひ且つ往古ハ侍女二人つゝを殉死せしめたるも中世以來殉死を廢し  
 藪人形を以て棺槨の外に埋むるの例となす陵墓ハ一定せず風水を撰



み京城百里の内に設く故に處々にこれあり國王の都の百里外に出ず  
 と稱するも實際の然らずして五百里を隔つる全羅道中全州の地又の  
 九百里を隔つる咸鏡道中の地にも陵墓ありと云ふ  
 國王即位の日に既に棺を造り毎月一回漆を塗りて貯へ國喪の時に之  
 に納めて石函の内に安置するなり而して石門を鎖すとき領議政(内  
 閣總理大臣と同じ職なり)自ら錠を下すものとす  
 國王の神主位牌とも云ふの式例に據り奉常寺より之を納め眞殿に安  
 置す其側に功臣の位牌を列ね王の位牌の栗を以て造る其木を伐るに  
 甚だ六ヶしき法あり南面を表に用以其他種々の法式あり敬差官と名  
 くる別使を遣し能く之を吟味せしむ  
 朝賀の正月元日と王の誕生日及び冬至の三度にて一ヶ年に定りあり  
 此外に慶立儲成婚尊號及び進豊宴等の儀式あり此時に群臣盡と  
 く登城す正二品以上の官の堂に陞り再拜の禮を行ふ從二品以下の官

の庭上に席を設け品階を以て順次に肅拜し諸道の監司より縣令の書  
 を以て賀を表するなり諸道州府の地の祝日に豫め設けある所の殿  
 牌なるものを開き香燭を供へ各々肅拜を行ふ  
 進豊宴は豊年續きたる時之を行ふ一代中に有るときも無きときもわ  
 り其節は各道より美妓を召し歌舞音樂を催はして群臣を宴す又尊號  
 と云ふ式の國中の諸臣より上つり或の國母の壽を賀し又の國內に非  
 常の徳政を行ふときにこれをなすなり  
 朝資の節たりとも百官の殿上に於て酒宴をなすことなく總て國王の  
 前にて些少の品たりとも食せざるを以て禮とす若し堪へがたき事  
 あるとき身を背けて之を食す  
 王室に慶事あるときの大赦を行ふなり  
 各道監司より權官に至るまで京城出立の日を撰み肅拜を行ひ任所に  
 赴くを以て例とす



他國へ使臣を派する時の品階に應し席を設け肅拜せしめ吏曹の郎官は懇懃の教旨を傳へ退殿の後膳部を給するなり  
 朝會の一ヶ月に五度づゝ國王親から大明殿に出て、政事を聽き二以上の官の直に政事を奏聞するを得以下の官の書を以てするあり王の臨まざる時の三公の中にて政事を聽く  
 毎月五度づゝ百官仁政殿に集りて政事を議するを次對と云ふ凡そ朝臣の官廳に日參するこれあるを入侍と云ひ又應より下るを入侍罷と云ひ不參のものに相談に及ふを回公と云ふ  
 王の毎年冬至使とて貢献の使節を支那に送りたり勅使往來の道の京城より平壤を経て義州に至り鴨綠江を渡りて支那に入るなり  
 義州の此の如く北京往來の通路に當り京城を距ると一千一百里是より柵門迄一百十里山海關迄一千二百餘里北京まで六百十餘里京城より北京まで凡三千餘里其道中二十四日程と云ふ柵門は柵を構へ境界

とす此間二百十餘里の原野茫々絶へて人家なく行人野に宿す而て山海關までの滿州の地方にて遼東と云ひ海を左にして西北に向て行き万里の長城を過るなり此山海關より以西は清國本部なり此關要害堅固なり此關に留め置き北京よりの命を待つて使者を通ず使者道中往復の費用は朝鮮國の自辨とし北京着の日より出立までは清國の馳走を受け且上中下官共に多少の贈ものあり  
 冬至使は宰相の中又は六曹の輩正使に充つ正使の外從者の人數凡三百人と云ふ冬至の祝詞を述べ翌日出立す別に皇曆使あり八月に曆を請ふて出立す此皇曆使の時に冬至使を兼ねることあり是れ一年に兩度の使節を往復するの費用に堪へずとて清國の許可を得て之を爲すなり近來の只譯官のみを遣す此外慶吊あるごとに使者を派し使不時の事あれば使を出し凡一ヶ年に三四度も使を遣すことあり使數年を隔て、不時の使を派せざることあり使者北京逗留の定日は四十日な



れども往復其他旅裝等の爲に前後總て六ヶ月を費やすと云ふ  
 冬至使は正官定銀五貫目副使四貫目從事三貫目上官百五十錢程とす  
 此外織物等を贈る但冬至使の外の使は正使に銀一貫目を贈られ以下  
 の之に準ず  
 謝恩使は冬至使に亞ぎ重き使者にて三公の内又ハ宗室の内を以て之  
 に充つ副使は正二品從事ハ三品の位階とす  
 又進賀使進香使告訃使奏請使辨誣使等の使節を派するときは何れも  
 六曹の判書を遣し或ハ正二品宗室の者を遣すとあり  
 又資咨使といふあり此れは譯使の總名にて朝鮮の事に關する官廳迄  
 の使あり或は漂着の清國船を送り其外小事故あるときにも之を遣は  
 す其人數三十人許と云ふ此の使者にハ常に清學漢學蒙古學等の學者  
 を隨行せしめ日本學ハ冬至使の時のみ隨ふと云朝鮮より北京政府へ  
 書を呈するを奏文と稱し北京政府よりの書を咨文と云ふ

其の清國への貢物の朝鮮國所産の米細木虎皮豹皮花斑席紙類草布水  
 獺皮等なり  
 但し米ハ清帝の食膳に供すといふ蓋し北京の米ハ品質佳ならず故  
 に平安道の内宣川郭山兩所の米を買するなり總て貢物の柵門口に  
 庫を設け一ヶ年分を此庫中に貯ふ  
 清國よりの使者ハ勅使と稱し其來るときハ牌文を以て先づ之を知ら  
 しめ一行許三十八義州に入着するの日を計り禮曹の判書并に譯官堂上  
 堂下共に人數百五十人許を内迎として義州に赴き迎へ以て道中を守  
 護す宿々にハ郡令出張して大路を導き支道に入らしめす開城府の内  
 ハ清石洞と云ふ處を通行す此道北京の道中に在りて尤も要害の處と  
 す勅使京城に入るとき國王ハ迎恩門まで出迎ひ百官其他軍門の將士  
 合せて凡三千人之に隨ふ京城中の市街を通ずる時兩側にハ樂を奏し  
 前後左右にハ夥多しき旌旗を建て列ね頗ふる鄭重を極む或ハ言ふ何



事も聞見せざらしむる爲めなりと又小路は總て油紙を以て之を遮ると云ふ

牌文は高札の如くにして急なる勅使來るときは鷹を畫き不急のときは虎を畫き先づ此を遣はし書を送らずと云ふ

開城の清石洞の三十里許續きたる谷道にて左右の山巖聳立し一帶總て人家なく北方第一の要害にて谿水縈廻岩石の組織等其の景色絶佳なり

迎恩門の宮闕外五六里の所にある門なり勅使の西關の内なる大平館に館す又此館を南別宮ともいふ

勅使到着の翌日歸程に上ることを言出るを例とす此時國王親から往き先づ一日の逗留を乞ふ其翌日の三公又一日を留め尋で宗室又一日を留め百官も又一日を留め而して又國王より一日を留む因て逗留五日間となる勅使への贈もの人蔘を重なるものとして其外國産又の

日本品等を贈る彼使者數品を携へ歸るの禁する所なり

國王事故あるとき世子之に代り世子事故あるとき領議政出で、應對す入館及び之を留むるとき何れも宴會あり國王の即日勅命を受るのみにて饗應の群臣にて之を行ひ初宴中宴別宴餞宴等の順序あり國王勅命を受る後ち百官列を以て勅使を拜す勅使の清國五品官の人なり

清國帝が朝鮮國王を遇するの禮は兵部尙書の位階に準ず故に北京人朝鮮をさして小中華といふとぞ

勅使來るとき城を距る十里許の山上に誘ひて饗應す此地兩山相對して風景頗る佳なり其兩山に就き鷹狩其他種々の事を行ふて以て使者を娛ましむ爲に要する費用甚だ多し或時使者之を聞き其費額を問ふ答ふるに二千兩を費やす由を以てす使者曰く此の遊戯を止め二千兩を以て余に贈らるべしと請求せられたるより二千兩の別に贈り來



たりしが其後此事北京政府に聞へ之を禁せられ并せて前の遊戯をも止めたりと初め其費二千兩と稱すと雖も實は百兩に過すと云ふ又勅使の道中種々の難題を設け往々賄賂を貪ることこれあり或時勅使平壤の地に於て一美人を見強て之を召す美人従はず己むを得ず美人の首を刎ねて其首を示したり其後に至り勅使の品行改り不正の事いあらざる由なり總て宴席に女樂を用ゆることなく唯日本の使者にのみ女樂を贈るの妨なかりしと云ふ

韓使の北京に行くとき柵門の邊の道中に野宿するなり然れども野中に石垣の設けあり内に假屋を建て期を待つこと兩三日義州のもの其處に至り薪水等の準備をなし置なり尤も使者の蒙古帳と云ふものを張り風塵を避くと云ふ

蒙古帳の軍用品にて凡そ二疊鋪許にして四方屏風の如く其上を覆ひ矢玉の通らざるやうに造りしものなり下に板を鋪き燒鐵を入れて

以て寒氣を凌ぐ又往昔戦亂の類りなる頃には使節の海路より通じ平安道宣川より船に乗り通川に達し北京に抵りしと云ふ

官制

官制の大別して東班西班の二階級に分つ東班の文官にして西班の武官なり而して兩班ともに位階を分て九品と爲し九品の中に又正從の二あり又正三品の位階を境として堂上堂下を分つ即ち從二品以上の皆堂上と云ひ從三品以下の皆堂下と云ひ正三品の中に堂上官と堂下官あるなり故に東班にて言へは通政大夫の堂上官にして通訓大夫の堂下なり此より以下の堂下及び堂郎と云ふ從四品までを大夫と稱し正五品以下の郎と云ふあり西班も亦然り而して兩班の中に亦京官と外官の別あり京官の中央政府に居り外官の地方官なり今先づ兩班の位階に属する官職を見るに左の如し

東班位階



朝 鮮 紀 聞

正二品	大匡輔國崇祿大夫領議政	上輔國崇祿大夫
從一品	崇祿大夫	崇政大夫
正二品	正憲大夫	資憲大夫
從二品	嘉義大夫	嘉善大夫
正三品	通政大夫已上堂上官	
正三品	通訓大夫	中訓大夫
從三品	中直大夫	奉列大夫
正四品	奉正大夫	朝奉大夫
從四品	朝散大夫	通善郎
正五品	通德大夫	奉訓郎
從五品	奉直郎	承訓郎
正六品	承直郎	宣務郎
從六品	宣教郎	

官

制

正七品 務以郎  
 從七品 啓功郎  
 正八品 通仕郎  
 從八品 承仕郎  
 正九品 從仕郎  
 從九品 將仕郎

今又東班中京官の重なるものを擧ぐれば左の如し

東班正一品衙門

議政府 百官を總べ庶政を平らげ陰陽を理め邦國を經す  
 領議政、左議政各正一品、左贊成、右贊成各從一品、左參贊各正二品、舍人正四品  
 檢洋正五品、公事官從六品、司錄正八品、已上合計二十二入  
 同從一品衙門  
 義禁府 奉教推鞠の事を掌とる



判事従一品知事正二品同知事従二品經歷従四品都事従六品都事五従六品都事五従六品已上合計十五人

同正二品衙門

吏曹 典に曰く、一心乃公、官の爲に人を擇ぶ

判書正二品 參判従二品 參議正三品 佐郎正六品 已上合計七人

戸曹 典に曰く、貢を均くし民を愛し用を節し力を蓄ふ、判書以下概

同前故略

禮曹 典に曰く、五禮を修め舉げ舊典を墜す無し

兵曹 典に曰く、武士を愛恤し以て嚴に直衛す

刑曹 大公欽なる哉勉めて法文を守る

工曹 職任を勤め百工を節爾せしむ

同従二品衙門

司憲府 時政を論執し百官を糾察し風俗を正し冤抑を伸べ濫僞を

禁する等の事を掌とる

大司憲従一品 執義従三品 掌令正四品 持平正五品 監察正六品 已上

合計十九人

司諫院 諫諍論駁を掌とる

大司諫正三品 司諫従三品 獻納正五品 正言正六品 已上合計五人

次に東班の外官外官の左の如し

東班外官

監司又ハ觀察使従二品 都事従五品 判官従五品

牧使正三品

都護府使従三品

郡守従四品

縣令従五品 縣監従六品

察訪従六品







從六品 屬節校尉

乘節校尉

(大尉)

正七品 廻順副尉

(中尉)

從七品 奮順副尉

(少尉)

正八品 承義副尉

(曹長)

從八品 修義副尉

(曹長)

正九品 效力副尉

(軍曹)

從九品 展力副尉

(軍曹)

次に西班牙京官の重なるものを擧ぐれば左の如し

西班牙正一品衙門京官

中樞府 掌とる所なし文武堂上官の所任なき者を待つなり

領事 正一品 判事 從一品 知事 正二品 同知事 從二品 僉知事 正三品 經

歴 從四品 都事 從三品

宣惠廳 大同米及布錢の出納を掌とる

都提調 正三品 提調 從三品 郎廳 從五品

同 正二品衙門

五衛都總府 五衛の軍務を掌治す

總都管 正五品 副總管 從五品 經歷 從六品 都事 從六品

又西班牙外官の重なるものを擧ぐれば左の如し

西班牙外官

兵馬節度使 從二品 觀察使 從二品 兼 虞候 從三品

防禦使 從二品 牧使 從二品 兼 或

節制使 正三品 兼 萬戶 從四品

節制都尉 從六品

水軍節度使 正三品 觀察使 兼 虞候 從四品

防禦使 從四品 萬戶 從四品

節度使 正三品



巡營中軍正三品

鎮營將正三品

監牧官從六品

別將從九品

京官の長官の品階に因りて從六品衙門まで區別されるれども固より制度の上の區別にて其名ありて其實なし唯だ宜惠應の一切兵隊の糧食などの出納を掌り西班牙の内にての頗る權力あり

時世の變遷と共に近來官制を改むるの必要を生したれども先王の遺制を變ふる能はざるより舊制の外に新たに議政府及各官衙を組織し各大臣協辦參議主事を置て之を掌らしむ協辦以下の數の各衙門によりて異なり而して議政府に總理大臣、左右參贊、參議、司憲主事を置て之を掌らしむ

議政府 百官を總へ庶政を平かにし邦國を經す

內務衙門 地方人民自治の事務を總管す

外務衙門 交渉通商の事務を掌り公使領事官等の官を監督す

度支衙門 全國の財政、量計、出納、租界、國債及び貨幣等一切の事を兼ね各地方の財務を總轄す

軍務衙門 全國の陸海軍政を總轄し軍人軍屬を監督し及び管内の諸部を董率す

法務衙門 司法、行政、警察、赦宥兼高等法院以下地方裁判所を管理す

農商衙門 農業、商務、藝術、漁業、種牧、破山地質及び營業會社等一切の事務を管理す

學務衙門 國內の教育學務等の政を管理す

工務衙門 國內一切の工作營繕事務を總管す

此外に軍國機務所なるものあり總裁、副總裁、會議員を置きて専ら國內大小の事務を議す



實に方今最高等衙門にして我が内閣と立法院と樞密院とを兼ねたるもの、如し其の章程の左の如し

軍國機務所章程

- 一 軍國機務所は軍國の機務一切を會議し更張する所とす
- 一 軍國の機務は本所議決したる後旨を稟けて舉行す
- 一 總裁一人副總裁一人議員十人以上二十人以下書記官二人乃至三人
- 一 議長は書記官一人を選で秘書官とす
- 一 軍國機務所の職掌を開列するに左の如し
  - 一 京外諸官府の職制
  - 一 州縣の職制
  - 一 行政并司法一切の規則
  - 一 田賦貸税及財政一般に關する規則
  - 一 學政
  - 一 軍政
  - 一 殖産興業及商業に關する一切の事務
- 一 以上諸項の外は雖も凡そ軍國に係る一切の事務は皆會議に附す
- 一 軍國機務所會議を開くときは總裁議長を爲り議長事故あれば副議長之を決す
- 一 本所の議事は議長副議長及び議員の發議する所に依る之を議する時は起草委員をして其議案を起草しむ

- 一 起草委員は起草の論議及び其他の事件を議明す
  - 一 議長は軍國機務所に屬する一切の事務を總管し亦本所より發する一切の公文に署名す
  - 一 書記官は一に議員の指委に遵て本所の事務を掌理し又會議の席に在ては議事筆記を作り又議案を起草して之を議員に交付す
  - 一 議員中自己の意見を會議に付せんを請ふ者あれば其提出を許し議長は會議に付して可否を定む
  - 一 各衙門一切の事務は悉く會議に於て酌改安定す議長官差支あれば抄本を開具し親に出席し又は代理員を出して質問に應ふ
  - 一 出勤時刻を左の如く定む
    - 三月より八月まで午前九時出勤午後四時退出九月より二月まで午前十時出勤午後四時退出重要な事務あるときは進退此限りに非ず
- 上記の各衙門及び軍國機務所の實に明治二十七年七月廿三日の革命を經大院君一切の機務を管掌し大島公使の忠告を容れて設けたる所のものとす是より前未だ新官制を制せざる前に幾たびか官衙の廢設變更を企て近年に至りて内務府とて我が内閣の如き衙門を設け此所に提調一名督辦六名協辦十五名參議三名を置きて内政を掌理し別に統理交渉通商事務衙門といふを置き以て外交の事務を掌どり督辦



一名協辦數名を以て之に任じ其他機器局、鑛務局及典園局なるものを置き、機器局の各種の器械、兵器、農具等を掌どり、鑛務局の其名の如く、鑛山事務を掌どり、典園局の貨幣鑄造の事を掌どりたるも、名ありて實なきが如く、從來新貨幣を發行したることなく、唯だ銅鑄の銅錢のみを使用したり、(近時新貨幣を發行したることの後、に説くべし)此外に、電報總局あり、總辦なる官、其長にして、辨辨の其次官たり、主事之に属し、電報を取扱ふ郵便の未だ無し、亦海關と轉運署あり、前者の港口通商事務と取税の事を掌どり、後者の船舶國用の事を掌どるも、其當該官の主事のみなれ、其權甚はだ輕し、舊來存する衙門中別に都察院なるものあり、此れ會計檢査院の如く、中樞府あるもの、彈正台の如し、此等の皆議政府に属するものとす。

此國の往昔高麗の時、士大夫の名未だ成らず、胥吏より起りて、卿相となる者多し、而して一たひ卿相となれ、子孫自ら儼然、士大夫と稱して、

咸く家を京師に置きければ、京師の終に士大夫の淵藪と爲り、外國人の朝に登る者甚だ罕なりしか、後周の時、双冀といふもの、高麗に來り、光宗王に事へ、科擧取士の法を制するに及びて、外國人漸々朝に顯仕するものあるに至れり、科擧の試験によりて、官吏を登用するものにて、其の法の試みるに、詩賦、頌及ひ時務策を以てす、此事の別に詳説す、而して政府の學術試験を経たる者の最高官を除く、の外他諸官に登庸せらるゝを得へき制なれども、實際に於て一切の高官の唯貴族のみ之れに就き、平民の一二都邑の微官を得るに過ぎざるあり。

外官職制並に儀仗

既に説くが如く、官制を東班(文官)、西班(武官)の兩班に別ち、又之を位階の上よりの堂上、堂下の二級に別ち、又任所の上よりの京官、外官の二類に別つ、而して京官乃ち中央政府に属する各衙門の職制と、其の官吏の梗概を述べたれば、以下兩班の外官乃ち地方官に就て略説すべし。



東班外官

監司 一に觀察使又ハ巡察使と云ふ正二品、一道の處置及人命を司る、依て一道の王と云ふ、六曹判書の中より選みて時に之を遣はすことあり

都事 從三品、一道の目付なり、監司たりとも不正の事あるときハ京城に申告す

留守 從二品、京畿道の内なる開城又ハ江華島に在る要害に置くの職にて正二品の判書之に任す

庶尹 從二品、平安道に限りこれあり支那の境に置く別目付なり

判官 從三品、一道の上納物を支配し、其外扶持米等の大勘定をなす

大都護府 正三品、監司の次にて重要な職分なり、州府の内にて最も大なる所に置く

都護府 正三品及び從三品あり重要な地の正三品にて多くの從三

品あり

牧使 府尹 正三品、大都護府より府尹迄を稱し何れも使道と云ふ

郡守 正四品以下五六品の内より出づ及第の時郡守又ハ縣令に任するを教授又按理と云ふ一道に二三人づゝとす

縣令 正六品の人多し其内五品の人もあり或ハ武官を以てする所あり

縣監 縣にして縣令を置かざる所に之を置く從六品

察訪 從四品、驛馬を管り宿々傳馬の差圖驛所の官夫等を支配す

西班牙官

統制使 正二品、海陸の總大將にて軍事を司る、監司ハ一道を守り、統制使ハ慶尙、全羅、忠清道を兼ぬ、其職甚た重し、統制使の居所を統營大鎮と云ふ、戸數八千戸表面ハ四千戸の貢賦を致し四千戸ハ内檢の如くにて統制使の有となる、洞數ハ城中に廿餘洞、城外に廿餘洞



兵馬節度使 正三品、陸地の大将なり兵使と云  
 水軍節度使 正三品、水上の大将なり水使と云  
 虞候 從四品、水使の副將なり  
 中軍 正五品、統制使の如く重職に差添、軍中を監す  
 僉使 正三品、從三品又勤所に因り一階二階の差あり海邊一鎮の大將なり其居所を鎮と云ふ  
 萬戶 正四品より六品までにて一鎮の大將なり  
 營將 從三品、營の武門の事にて營中をまもる職なり  
 監牧官 從三品、牧を管り其人夫を支配す僉使より之を兼ね  
 權官 正六品、一村を管り万戶の勤に同じ  
 別將 品階ともに權官に同じ  
 國中文を以て治め武を以て助とする故州府の内武官のみにて守

る所なし但武官昇階堂上の始め勤の僉使より水使兵使侍衛を経て制使となり五軍門の大將に至る兵使の内重きハ北兵使なり  
 各營東伍三萬五千九百八名但八道東伍の外諸營の内中樞府を首とす  
 領事一 判事二 知事六 同知八  
 僉知一 經歷一 都事一  
 訓練都監 御營廳 禁衛營 總戎廳 守衛廳  
 右を五軍門と云ふ又營門と云ふハ六曹の内を云ふ  
 每營都提調一、提調一、大將一、中軍一、別將一、千總五、把總五、哨官四十五、  
 五衛都總府  
 勇士の營にて五營將十二、護軍八十、司宿六百八、司猛二百二十八、司勇六百五、此外捕盜廳左右に在り巡應等の處二拾餘府あり  
 各道守令萬戶の輩ハ議政府六曹及司憲府司諫院よりの申牒に據り觀



察使節度使一ヶ年三人の更替をなす若三人に過ぐる時の朝會の朝議を以て之を定む

官吏黜陟の風評を採るなり初め京官の卅日に定り外官の五十日に定りたるを其後京官の春夏秋冬共にこれを定む外官の一年中に六月と十二月兩度とす例へば十度共に上に至れば一階を加へ十度にして三度中なれば罷職を申付らる又一度にして罷職するもあり京官の黜陟の司憲府の其評を採り吏曹之を糾す外官の黜陟の觀察使之を行ふ使以下に兵使之を糾し又觀察使之事都事之を糾し兵使水使之黜陟の統制使之を行ふなり又御使の八道を徹行して守令の風評を聞き潜に之を上申す

狀啓又の啓聞と云ふの上書の事なり其中八道監使及東萊府使義州府尹江界府使に限り承政院宛に啓聞するを得是の重要な啓聞にて國王に直奏するに異ならず其外吏曹戸曹禮曹兵曹刑曹工曹等各其職事

を啓聞す此餘の諸郡縣の報狀を觀察使に出すなり又上より下へ達するにの關文を以てし又傳令を以てし何れも役印を用ひ官名の下に手決を据ゆるあり手決といふ所謂華押の類にて皆之を自筆す

年齢六十五歳に過ぐる人の外官に派遣せず親の年七十以上の者の三百里外に派遣せず或は六十五歳を過ぎ遠職に居る者われ共之の勤懶又其子幼年あるより自から請ふて任處に赴きたるあり又其身職を辭する時の年老病氣等にあらざるもこれを許さる假令七十以上の親あり共其親より願ひ出づれば其子三百里外の職に任することを得給暇の止み難き事故ありて親を省み又先祖の墓參及婚嫁等に往返を除き七日の暇を給す親の病の侍養七十日とす更に卅日を過れば職を免さる親の喪に遇ふとき三ヶ月の暇を給し葬儀を行なはしむ其餘の自身より辭職するものとす

諸州郡其外堡の官に至る皆經國大典の旨に隨て之を治むるあり



外官勤所に死するときは監司より權官に至るまで米卅五俵より廿俵までの雜費を給し棺槨の京城に歸る道中の使用の人馬皆官給とす其地の役人附從する費用の其地の人民より之を出す  
 外官の妻を携ふるの妨げなし然れども費用輕からず故に之を携へざるもの多し邊地の勤の輕き人たりとも妻を携ふることを禁ず是外寇の爲めに人質にせらるゝを慮てあり其餘の監司より萬戶權官等各家族を携ふ  
 邊地の勤の日本體又の北京體と稱し何れも廿四朔乃ち二年を期とす其餘の五六年勤務するなり邊地の勤務中妻を稱して妾とあし密かに携帶するものあり久しく留置く時の風評惡し、故に是等も亦稀あり又外官不時に罷職の時の印信を近所の郡令に預くるなり  
 監司を始め其外郡縣の令に至るまで眷屬の附從して任所に赴ひき衣食の給與を受くるもの數多ある故に費用頗る多し

京官中承旨と云ふの玉堂の中に在り六曹の事を聞くもの各一人之を六承旨と云ふ其外何事にても六承旨より國王に執達するあり其職至て重し故に喉官と云ひ又堂上官と云ふ  
 座起との其長官の應に出勤するを云ふ其長官座起せざれば重要なる公務の裁決せず  
 宰相の行列の人数廿四五人平轎子に乗り列中重立たるもの、家臣一、中房二書記二なり行列の中を横截するもの、罪を受く行人の唯た路傍に跪くのみ童子の馬に騎ても咎なし宰相の家には男女人数凡二百人、家臣各二人あり内外を治む又中房との宰相及判書までの何れも四五人づゝあり是側近き勤にて公用の取次をあし門内の廳舎に居る宰相の私宅にても毎日公用あり九品までの人の表面の對面及懇信を結ぶの紹介の皆中房の周旋に預る懇意の人に居間にて對面し位三品の人よりの却て丁寧に待遇す宰相乗る所の平轎子との輿なり地を離る



こと五六寸平地に坐したる如し鐵の輪を附け人をして靜に之を挽かしむるあり

宰相の子孫三代までの科擧なくして大科の部に於て重職となるを得又其人品により宰相にまで登ることを得初め玉堂の勤めをかし堂上となり或の府使より參議參判を経て提調判書監司又都提調領事を勤め三公に至るなり其三代までを三公の子孫と云ふ

宰相の其數定まりなく凡そ三十員あり城外に家宅あるも在職中は城内に住居す宰相と三議政領事都提調までを云ふ又無職にても宰相の稱あり假令無職ありとも國に大事あるとき參朝す又備局宰相の無職にて備邊司に充つ隱居せしものを原任宰相と云ふ

六曹判書の行列の二十人計にて貂軒に乘り調棟官一上馬上中房一書記二あり此の行列の途に宰相に逢ふとき脇道に避く調棟官の家臣の如きものにて急用の時は馬を馳せて公用を達す貂軒の輿なり

高六七尺其上に坐し鉄の輪あり人をして之を挽かしむるなり

五軍の大將の令旗を持せて往來す宰相判書の通行よりも威勢強く見ゆるなり將及裨將までの馬に乘り一行二十人許とす無役にても四五品の人の文武共に馬にて往來し小童一從者一を從ふ

夫人に品あり從二品以上の夫人の雙轎子に乘り四方を絹にて張り内を見せざるなり或の木綿にて張るものあり内命婦の品位に應じ八人六人四人にて輿を昇き男女の從者十人より二十人までとす其外三品以下五六品の夫人までの馬轎子に乘る

雙轎子雙駕馬との馬二匹にて前後を負せ上を覆ひ横三方の木綿を突揚げ常に雨覆を携ふ寒中の鐵を温め布を以て厚く包み之を入れ置く處の三寸許にして一面篋板の如く行くと五六里の間温氣を保つと云ふ正二品より正三品の府使の此の轎に乘り從三品の府使判官の輩の帳獨轎と名くる一馬のものに乘る是亦雙轎子に似たり馬轎子の那

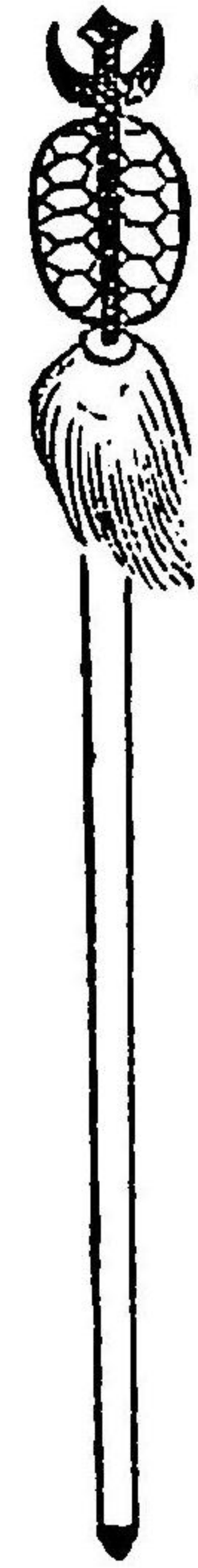


守、縣令、察訪の輩之に乗る轎子の何人にも乗ることを得、文武班の隔なく天井を張らす、四人以上十人許にて之を昇く  
 監司の都より下り来る時、從者の八九人、内裨將六、七人、迎の役人、使令まで十餘人、とす、又巡歴の時、裨將一小童、二書手、二吸唱、二國書付、一使令、四日傘、一其外樂器、旗類、其宿泊所の郡より出す、是又諸郡に備ふべきものにて之を備ふるを懈れば、守令其責あり、總て出立前に先觸を出し、驛馬の準備をなさしむ郡より公用にて通行する官吏、何れも先觸を出、又路程記を廻す故に、其沿道人民の道路を修繕し、川に船を備へ、陸に馬を出し、聊かも遲滞なきに注意す、其行列の左の如し  
 鐵砲 一 出入之清道旗 二 龍旗 一 夫二馬軍官 一 別軍官 一 馬旗 四 萬戶  
 二馬具 足下 肅靜器 二 青龍刀 二 船將 二 馬具 足下 旗 四 五色各種 萬戶 一 具  
 四 足下 偃月刀 二 龍刀 劍 二 令箭 二 令旗 二 喇叭 二 上馬 七 聲 二 太平簫 二 鼓 二  
 鉦 二 鈸 二 六角 二 白中旗 一 軍官 二 馬旗 二 印信馬 一 小童 一 簾 一 節鉞 三

軍官 二 馬 内裨將 二 馬 弓下 四 牽馬 五 司命馬 旗 一 夫 軍官 二 馬 喇叭 四 號笛  
 二 螺角 二 巡視旗 八 令旗 八 別軍官 九 馬 羅杖 六 使令 十二 秘琴 二 笛 二  
 笙 二 長鼓 二 鼓 二 日傘 一 雙駕馬 前 後 馬 二 匹 小 夫 十 餘 胡 味 各 一 騎 馬  
 十八 世 官 牌 二 馬 察訪 一 馬 上 八 餘 人 五 六 人 餘 馬 五 六 匹  
 令箭の常の矢より羽大にして十本つゝ指したるものあり、急用の時書付に及ばず之を持って關所を通り公用を達す、矢の根に銀にて細く令字を彫り置くなり、密かに人を捕へる時の袖より出して是を示す  
 旗に種々あり、五色の東西南北中に象る軍令を、あす司命と云ひ、譬へば慶尙道の嶺南なり、依て旗上大字に嶺南の司命と書す  
 令旗の諸軍を令し、命を傳へ、罪人等を捕るとき、之を携ふ、又の檢分事等に、一將に與へ遣す  
 肅靜と云ひ、旗にて凡そ堅二尺横一尺餘、裏に虎の頭を畫きて表に肅靜の文字を書して之を持つ、又旗の内に豹尾旗と云ひ、あり、長き旗あり、之に

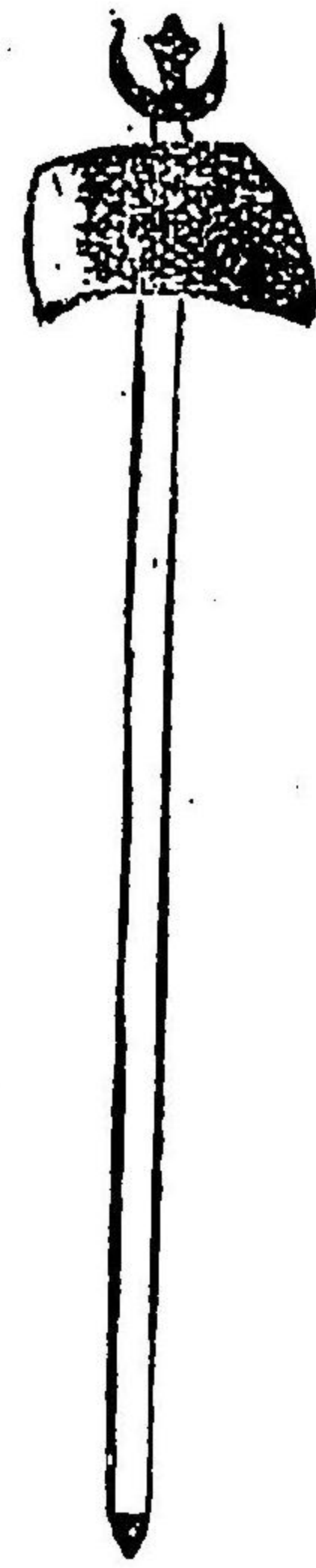


虎の尾を畫く陳中を令する時ハ肅靜の虎を出し豹尾旗を建て將帥其中に坐す此時軍中一言も發すべからず若法を犯すものハ死に處す  
雞の祭に用るものにて行列の時之を持つ節ハ下圖の如し節鉞を賜ふ  
どの各道監司統制使通信使正使等北京へ使するるとき之れを許さる節  
を持つてハ幕下の人命を制すべし上にハ三股の劍あり下にハ金の光を  
放つと稱す



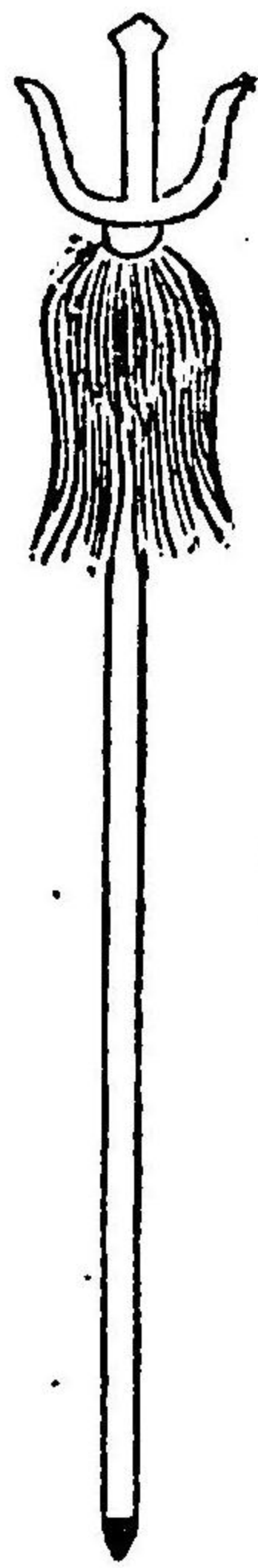
上の三股劍中の龜甲にして鉞を以て造る下の金のみがきにて唐の頭を著く

斧ハ下圖の如くにして武官の持つを許す



斧は武官に限り兵水儀の輩にハ之を持つを許さす

鉞も下圖の如くにして文官中に在りて一方の重任を帯びたる者に許す



鉞ハ文武共に在り一方の將に許す

す上を敬し下に輝くに象る節にも副へ斧にも副へ稱して節鉞斧鉞と云ふ一方の總大將に至らずして重任の人にハ鉞のみを許す

但鉞のみ許しあるハ東萊府使義州府尹江界府使評事庶尹釜山僉使なりと云ふ

儀仗ハ殿器にて圖書に副へたるものとす各邑各舍殿拜の時之を出す  
印信兵符ハ常に鉞を設け箱中に納め主將の側を放たず新古官交代の時ハ印信兵符を印床の上に置き對禮の上に授け受く是を交龜と云ふ  
印箱の形龜の如くあるを以て名づく印信ハ何官もこれを有す兵符ハ  
軍令をなすものにて鉞を賜る人に之を副ふ

交印後三日の内ハ監司より別將に至るまで公用を聞かず州吏大小を